

鶴岡市地域福祉計画、鶴岡市地域福祉活動計画
第4回策定委員会

日時：平成28年2月18日(木)

午前10時～

場所：「にこひる」大会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) アンケート調査、住民座談会の報告について（報告）

(2) 地域福祉計画（案）について（説明）

(3) 地域福祉活動計画（案）について（説明）

(4) 両計画（案）について（協議）

(5) その他

3. 閉 会

地域福祉計画(活動)計画策定のためのアンケート調査等の結果の概要

I 町内会長・単位自治組織の長への地域福祉に関するアンケート調査

《調査結果のポイント》

- 地区で特に最近変化していると感じる内容(複数回答)は、「地域住民の高齢化や介護問題」が回答件数の23.0% (回答者の80.4%)と最も多く、続いて「地域の若者や子どもの減少」が26.0% (同74.7%)、「地域の人口減少や過疎化」が、17.9% (同51.2%)と続いており、また、「空き家や空き店舗の増加」も、14.2% (同40.9%)、「住民同士の交流の希薄化」が12.1% (同34.6%)となっている。
- 鶴岡市全体でも、最近高齢化率が30%を超え、また人口減少が進んでおり、各地区においてもこれらの状況を反映していることがうかがえる。また、空き家や空き店舗の増加や住民同士の交流の希薄化についても、かなり課題として顕在化しつつあることがうかがえる。
- 最近特に増えてきた課題(複数回答)としては、「独居高齢者に関する事」が回答件数の内、38.6% (回答者の60.8%)と最も多くなっている。また「高齢者の介護に関する事」が29.2% (同46.1%)、「認知症高齢者に関する事」が11.8% (同18.5%)と続いており、いずれも高齢者の増加が進んでいることを反映していると考えられる。
- この一年間に関わったことのある事例(複数回答)では、「高齢者の介護に関する事」が28.3% (回答者の内22.6%)、「認知症高齢者に関する事」が27.0% (同21.5%)と高齢者に関する事が多くなっている。また、その他の「生活費等の相談」、「ゴミ屋敷に関する事」、「孤立死・孤独死の発生」、「買い物困難の相談」なども1割弱となっている。
- 関わったことがある事例の自由記述からもうかがえるが、高齢化、過疎化の進展等の影響によって、地域の課題が多様化、また深刻化しており、自治会長さん達がこれらの課題に苦慮しながら対応していることがうかがえ、今後、町内会・自治会等と行政や関係機関・団体等が密に連携して地域の課題に対応していくことがますます重要になると考えられる。
- 今後、地域で対応すべきと思われる内容としては、「非常に重要である」と「かなり重要である」が合わせた比率が最も多かったのは、「地域による災害時避難行動要支援者への理解と協力」であり、86.4%となっている。二番目に多いのは、「認知症に対する理解と協力」が76.3%となっている。高齢化の進展により、認知症に関する関心が高まっていることがうかがえる。三番目は、「独居高齢者の孤独死や引きこもりを防止する声かけ・見守り運動」が、74.8%、四番目は、「空き家問題」が66.2%となっており、今後地域における空き家問題への対応の必要性がかなり高まっていることがうかがえる。

- 上記に関する自由記述においても、地域の様々な具体的な課題が記述されており、今後高齢化や人口減少に伴う地域の課題に対して、自治会等と行政や関係機関・団体等が今後の変化を見通した予防的な観点を含めて、密に連携して対応していくことが求められる。
- 区長・自治会長としての活動を行なう中で、特に不足していると思われるものについては、「地域における住民の理解・協力」が最も多く、回答件数の内 21.5%（回答者の 34.3%）、続いて、「関係機関相互の連携・協力体制」が、17.7%（同 28.3%）となっている。今後、地域の課題に対して、住民が理解し協力する体制を、行政や関係機関などが連携して情報提供や支援体制の強化なども含めて構築していくことが求められていると言えよう。
- 上記のあり方についての自由記述においても、行政からの情報提供のあり方、人材確保の課題、相談支援の体制のあり方など、多様で具体的な課題があげられており、今後、各地域の特徴に合わせた支援のあり方、また先進的な取り組みの紹介や共通した課題への取り組みの普及などが求められる。
- 担当地域の中で若者や成人している引きこもりの事例については、「いない」が 45.5%と多かったが、「いる」も 22.1%であり、「わからない」が 26.7%であった。人数については、合計で 80 名となっている。これは、あくまでも自治会長さん達が把握している数であるので、実際はこの数倍の人たちが存在すると想定される。
- 上記の事例についての自由記述では、詳細については不明であるがどの記述も多いが、かなり深刻な状況にあると推測される内容もあり、今後、事態が深刻化する前に、予防的な観点も含めて、関係する機関や団体が連携して、どのように具体的にアプローチしていくかについて検討していくが問われる。
- 区や自治会に福祉部や福祉委員会が設置されているかについては、「ない」が 193 人（52.9%）、「ある」が 152 人（41.6%）となっており、「設置を検討中である」が 7 人（1.9%）となっている。また、設置の必要性については、「設置すべきである」が、18 人（9.3%）、「可能であれば設置した方がよい」が 91 人（47.2%）、「特に設置する必要はない」は、71 人（36.8%）となっている。
- 今回の調査では、鶴岡市において区や町内会に福祉部や福祉委員会が設置されている比率は、41.6%となっており、かなり多くの地区に設置されていると言える。先述したように、大半の地区で高齢化や過疎化が進行するとともに様々な課題が顕在化しており、今後もさらに深刻化することが予測される。地区の福祉部や福祉委員会が、中・長期的な視点で地区の課題を検討し、行政や関係機関・団体と連携して対応する力を高める支援が必要と考えられる。また、「可能であれば、設置した方がよい」との回答も比較的多く、設置の必要性や活動のあり方、先進的な取り組みの情報提供等など積極的な支援のあり方が問われる。

- 区長・自治会長として活動する上で、今後の鶴岡市の地域福祉を推進する上で、特に必要なことについての自由記述では、多くの回答が寄せられており関心の高さが示されていると言えよう。そこでは、高齢化や人口減少にともなう地域の課題の深刻化に伴い、より地域への行政の積極的な対応、地域の福祉活動を強化する支援体制の強化や個人情報の提供のあり方、相談支援窓口の一本化など、地域福祉を推進する体制や基盤整備のあり方についての指摘も多くあげられている。

II 民生委員・児童委員への地域福祉に関するアンケート調査

《調査結果のポイント》

- 民生・児童委員の回答者の性別は、「男性」が 40.8%、「女性」が 58.5%と女性の方がやや多くなっている。任期は、「一期」が、44.1%、「二期」が 28.0%、「三期以上」が 26.4%となっている。
- 担当地区で最近特に増えてきた課題(複数回答)としては、「独居高齢者に関する事」が回答件数の内、38.6% (回答者の 68.2%) と最も多くなっている。次いで「認知症高齢者に関する事」が 22.8% (同 40.2%) と続いており、また「高齢者の介護に関する事」が 19.7% (同 34.7%) 続いており、いずれも高齢者の増加が進んでいることを反映していると考えられる。
- この一年間に関わったことのある事例(複数回答)では、「高齢者の介護に関する事」が 27.7% (回答者の内 43.4%)、「認知症高齢者に関する事」が 24.6% (同 38.6%) と高齢者に関する事が多くなっている。また、その他の「生活費等の相談」が 17.7%「買い物困難の相談」、「子どもや高齢者・障害者への虐待」、「孤立死・孤独死の発生」「ゴミ屋敷に関する事」と続いており、民生・児童委員のもとに地域の様々な相談などが寄せられている状況がうかがえる。
- 関わったことがある事例の自由記述からも具体的な様々な事例の状況がうかがえる。高齢化、過疎化の進展等の影響によって、地域の課題が多様化、また深刻化しており、民生・児童委員はこれらの課題に苦慮しながら対応していることがうかがえ、今後、民生委員・児童員だけに委ねるだけでなく、町内会・自治会等や行政、関係機関・団体等が密に連携して地域の課題に対応していくことがますます重要になると考えられる。
- 今後、地域で対応すべきと思われる内容としては、「非常に重要である」と「かなり重要である」が合わせた比率が最も多かったのは、「地域による災害時避難行動要支援者への理解と協力」であり、92.9%となっている。二番目に多いのは、「認知症に対する理解と協力」が 89.7%となっている。これは、自治会長等でも高い結果となっており、高齢化の進展により、認知症に関する関心が高まっていることがうかがえる。三番目は、「独居高齢者の孤独死や引きこもりを防止する声かけ・見守り運動」が、85.5%、四番目は、「地域住民による介護予防活動」が 82.6%となっており、今後住民への介護予防活動に対する啓発についても関心が高い結果を示している。

- 上記に関する自由記述においても、地域の様々な具体的な課題が記述されており、今後高齢化や人口減少に伴う地域の福祉課題について、民生委員・児童委員が窓口や調整役となって、自治会などと行政、関係機関・団体等と予防的な観点を含めて、密接に連携して対応していくことを支援していくことが求められる。
- 民生委員・児童委員としての活動を行なう中で、特に不足していると思われるものについては、「地域における住民の理解・協力」が最も多く、回答件数の内 26.2%（回答者の 39.2%）、続いて、「近隣の理解や助け合い」が 24.1%（36.0%）、「関係機関相互の連携・協力体制」が、16.6%（同 24.8%）となっている。今後、民生委員・児童委員の活動状況や役割、また地域の課題などに対して、住民が理解し協力する情報提供をさらに充実する必要がある。行政や関係機関などが連携する体制の強化が求められていると言えよう。
- 上記のあり方についての自由記述においても、行政からの情報提供や連絡や報告などの対応のあり方、人材確保の課題、町内会・自治会との連携のあり方、相談支援の体制のあり方など、多様で具体的な課題があげられており、今後、各地域の特徴に合わせた支援のあり方、また民生・児童委員の役割や対応のあり方などについて協議し、民生委員・児童委員に過重な負担がかからないよう適切なバックアップの体制を構築していく必要がある。
- 担当地域の中で若者や成人している引きこもりの事例については、「いない」が 31.3%と多かったが、「いる」も 29.4%であり、「わからない」が 30.3%であった。人数については、合計で 93 名となっている。これは、あくまでも民生・児童委員が把握している数であるので、実際はこの数倍の人たちが存在すると想定される。
- 上記の事例についての自由記述では、かなり具体的な状況についても記述されており、民生・児童委員のこの問題に対する関心の高さを示していると言える。その中ではかなり深刻な状況にあると推測される内容もあり、今後、事態が深刻化する前に、予防的な観点も含めて、関係する機関や団体が連携して、どのように具体的にアプローチしていくかについて検討していくことが求められる。
- 区や自治会に福祉部や福祉委員会が設置されているかについては、「ない」が 110 人（35.5%）、「ある」が 165 人（53.26%）となっている。また、設置の必要性については、「設置すべきである」が、16 人（14.3%）、「可能であれば設置した方が良い」が 69 人（61.6%）と、合わせると約 4 分の 3 とかなり高い比率となっている。
- 民生委員・児童委員として活動する上で、今後の鶴岡市の地域福祉を推進する上で、特に必要なことについての自由記述では、170 件もの多くの回答が寄せられており関心の高さが示されている。そこでは、高齢化や人口減少にともなう地域の課題の深刻化に伴い、日常活動から感じた課題について具体的な記述が寄せられている。例えば、地域住民の理解や協力の促進の必要性、

行政や社会福祉協議会、関係機関の地域への積極的な対応の必要性、地域の福祉活動を強化する支援体制の強化や個人情報提供のあり方、相談支援窓口の一本化など、地域福祉を推進する体制や基盤整備のあり方についての指摘も多くあげられている。今後、このような民生委員・児童委員の日常活動からあげられたこのような声を、各種のサービスや相談支援体制、住民による地域福祉活動に、フィードバックしていくバックアップ体制の強化が重要となる。

Ⅲ ひとり親家庭の子育てに関するニーズ調査

《調査結果のポイント》

- 今回の調査の回答者のお子さんの人数は、「1人」が46.9%、「2人」が37.0%、「3人」が12.0%でそれ以上は、かなり少なくなっている。お子さんの年齢は、「6歳～12歳」の小学生の年代が31.2%と最も多く約3分の1となっており、続いて、「16～18歳」の高校生の年代が21.7%、「13～15歳」の中学生の年代が20.3%となっている。また、「0～5歳」の未就学児の年代が11.9%となっている。
- 子育てをする上での悩み（複数回答）については、「教育・進学」が64.7%と最も多く、続いて、「子どもの将来」が53.4%、「しつけ・育て方」が43.2%と続いている。また、「食事や栄養」が21.5%、「健康状態、発育・発達」が20.3%、「非行やいじめなど学校生活や素行」が18.6%となっている。教育や進学、子どもの将来について不安や悩みを持っている方が半数以上となっている一方、お子さんの食事や栄養、健康状態、発育・発達、しつけ・育て方などについて具体的な悩みを持っている方も多く、ひとり親世帯への個別の悩みや不安に応じた相談支援体制を拡充していく必要があると考えられる。
- その場合、お子さんの年齢にも幅があることから、例えば、未就学児や小学生などのお子さんのいる世帯には、中・長期的な視点に立って、継続的、また効果的な相談支援ができるような支援機関との関係の構築などが求められる。また、中学生や高校生の年代では、進学や就職などに向けた相談支援など、お子さんの年代に即した効果的な相談支援のあり方が求められよう。
- 現在の暮らし向きについては、「苦しい」が回答者の40.8%、「やや苦しい」が40.3%と合わせて81.1%となっている。「普通」が18.0%、また「ややゆとりがある」、「ゆとりがある」は、ごく少数となっており、ひとり親世帯が経済的に相当深刻な状況にあることがうかがえる。
- 「苦しい」、「やや苦しい」と回答した方に、家計を圧迫している支出（複数回答）についてうかがったところ、「育児費・教育費」が70.5%と最も多く、子どもの育児や教育に関する支出が大きな負担になっている状況がうかがえる。続いて、「食費」が52.0%、「住宅費（家賃・住宅ローン）」が39.2%、「衣服費」が29.8%となっている。
- また、最も費用負担の高い育児費・教育費の内容（複数回答）については、「学費（幼稚園、学校）」

が47.9%と半数近く、「塾・お稽古ごとなど」が20.4%、「学資保険など」が15.2%となっている。

- 塾・お稽古ごとに費用負担が高いと○を記入した方に、無料で学習を支援する場があれば、利用したいと思いますかとの問いに、「内容や学習によっては利用させたい」が94.5%と大半が回答している。鶴岡市は、地理的に広い面積であり、今後このような学習支援事業を実施する場合、通うことが経済的、時間的に負担になってしまうこともあり、拠点をどこに設置するかについての検討や訪問型や通信教育なども含めて実施方法を検討する必要があると考えられる。
- 子育てなどの悩みを相談した相手については、「家族・親族」が70.8%、「友人・知人」が68.9%と多くなっており、続いて「職場の同僚・上司」が33.5%となっており、ほとんど公的な機関ではないインフォーマルな関係において相談している結果となっている。一方、「学校」が23.1%、「保育所・幼稚園」が18.6%、「子育て支援センターなど」が5.7%、「市窓口」が4.0%と公的機関は、低い結果となっている。先にあげたように、ひとり親世帯が経済的な問題や子育てなど多くの不安や悩みを抱えている状況を考慮すると、公的機関における相談支援のあり方について、開設する曜日や時間帯、その悩みや不安に寄り添う担当者の資質や、子育て、学習支援、就労、住宅などの支援方法の体系化、相談窓口の一本化などについて検討し、一人親世帯の相談支援に効果的な体制の構築を図ることが求められる。
- 回答のあった一人親世帯の性別は、「女性」が92.4%、「男性」が7.6%であり、年齢は、「40歳以上～50歳未満」が44.5%と最も多く、「30歳以上～40歳未満」が38.2%、「50歳以上～60歳未満」が10.0%、「20歳以上～30歳未満」が6.6%となっている。世帯については、「自分と子供のみ」が52.4%と半数を超えており、「自分と子供、あなたの親族」が45.5%と親族と同居している世帯もかなり多い結果となっている。但し、自由記述にもあるように、親族と同居している場合でも、親世帯に経済的に頼れない場合や、関係が悪化しているなど、同居していることによる悩みや問題があることに配慮する必要がある。
- 職業については、「会社員（正社員）」が47.5%と最も多くなっているが、「パート・アルバイト」が25.5%、「派遣・契約社員」が7.0%、「臨時職員」が5.8%となっており、非正規労働の比率は、合わせて38.3%となっている。「無職」を含め、経済状況、子育ての状況や就労への意欲や技能などを考慮し、就職の斡旋、技能や資格の修得など効果的な支援を図る必要がある。
- 最後の子育てに関する悩みや要望についての自由記述では、計182件が寄せられている。非常に分量が多い記述も多く、ひとり親世帯がそれだけ切迫した状況にあることがうかがわれる。経済的にも時間的にも余裕がない状況の中で、社会から疎外され、子供と孤立した暮らしを強いられている悩みや不安について記述されている。中には、親がうつ病などの疾患にあったり、子供が発達障害や不登校の状況にあるなど相当深刻な状態にある例もあげられている。

- 我が国において、ひとり親世帯の貧困率は 54.6%（2013 年現在）とされ、ひとり親世帯が経済的にひっ迫している状況下において、子供に塾などの学習の機会を与えることができず、結果として貧困が連鎖することが危惧されている。今回の調査によって、鶴岡市においてもひとり親世帯の暮らしや子育てに関する深刻な状況が浮き彫りになったと考えられる。
- 2015 年度から生活困窮者自立支援法が施行され、ひとり親世帯など生活困窮世帯の子供への学習支援事業（任意事業）が開始されている。本調査によって、鶴岡市においても、具体的に本事業に対するニーズがあることが明確になったとともに、公的機関が、相談に来るのを待つだけでなく、積極的に出向き（アウトリーチ）その悩みや不安に寄り添う相談支援のあり方が問われていると言えよう。

IV 社会福祉協議会ホームヘルパーへのアンケート調査

《調査結果のポイント》

- 本調査における社会福祉協議会のホームヘルパーの回答者の性別は、すべて「女性」となっている。年齢は、「60 歳以上」が 38.5%と最も多く、次いで「50 代」が 26.4%、「40 代」が 24.2%と続いている。「30 代」が 8.8%、「20 代」は 1 人となっている。全体的に 60 代が 4 割近く、全体的に高年齢化していると言え、今後の需要の増加を考えると、新たな人材の確保が極めて深刻な課題となっている。担当者のヒアリングにおいても、サービス利用の申し込みがあっても、ホームヘルパーの求人募集がなく、利用を断らざるを得ない状況とのことであり、人材不足は非常に深刻な状態にあり、一事業者の努力には限界があり、市全体として相当な改善策を講じないと、近い将来人材が枯渇することが危惧される。
- 担当している世帯数は、サテライトのエリアによって、177 世帯から 20 世帯とかなりの違いがみられる。また、事務所から 30 分以上かかる世帯数は、8.8%と少なくなっているが、これらの世帯への訪問は、移動時間がかなり負担となっていると考えられる。さらに、1 日あたり担当している平均利用者数は、「2-4 人」が最も多く、40.7%、次いで「4-6 人」が 35.2%となっており、合わせて 85.9%と大半を占めている。これらは、常勤、臨時、非常勤などの業務形態による違いも反映していると考えられる。
- 現在の業務形態については、「非常勤職員」が 41 人（45.1%）と最も多く、次いで「臨時職員」が 25 人（27.5%）、「常勤職員」が 19 人（20.9%）となっている。介護現場における勤務年数は、「10 年以上」が 44.0%と最も多く、次いで「3 年～5 年」が 20.9%、「5 年～10 年」が 17.6%、「1 年～3 年」が 12.1%となっている。経験年数にかなり幅があることから、ベテランの職員から経験年数が浅い職員への知識や技術に関する助言、業務に関する相談などによって支援する体制を整備することにより、より知識や技術の蓄積や向上が図ることができると考えられる。
- 現在、持っている資格（複数回答）は、「訪問介護員養成研修課程 2 級」が最も多く、47.3%とな

っており、次いで「介護福祉士」が35.7%、「介護職員初任者研修」が10.1%となっている。今後、資格の取得に関する機会の保証や費用負担を支援することにより、スキルアップの向上を図る必要がある。

- 利用者・家族から介護サービスに対する苦情がありますかとの問いに、「苦情はない」が50.0%と半数となっている一方、「苦情がある」が、44.0%となっている。その苦情の原因として考えられる内容（複数回答）として、「利用者の誤解」が30.2%と最も多くなっている。また、「利用者・家族の介護サービスに対する理解不足」が15.1%、「利用者・家族とホームヘルパーの人間関係」が11.3%となっている。利用者や家族へののていねいな説明による理解の促進と利用者や家族とのサービス利用に関する調整が、ホームヘルパーの業務のストレスを軽減する上でも重要と考えられる。また、「介護技術の不足」が26.4%となっており、今後、認知症高齢者の増加や要介護高齢者の重度化が想定され、継続的なスキルアップの機会を保障していくことが求められる。
- あなたが援助する際に困ることがありますかとの問いに、「困ることがある」が64.8%と約3分の2となっており、「困ることはない」が35.2%と約3分の1となっている。困ることの内容（複数回答）は、「計画にない生活援助」が27.8%と約4分の1強と最も多くなっている。このことに関連して、「利用者以外のための援助」が10.4%、「日常生活の援助以外のこと」が9.6%となっている。また、「サービスについての抵抗感」が15.7%となっている。さらに、「投薬管理に関すること」が12.2%、「医療行為に関すること」が12.2%となっている。この点の自由記述については、具体的に利用者のモラルに反した行動や計画にない援助の要望、医療行為に関することなどがあげられており、一概にマニュアル的な対応で事足りるものではないが、ホームヘルパーがサービスを提供する上での困ることを報告、共有化し、相談や助言、調整など組織的な対応をすることによって、業務の改善やストレスの軽減を図ることが必要と考えられる。
- ホームヘルパーとして働く中で、在宅介護を続けていくために必要なことと考えられるもの（複数回答）については、「介護の悩みを相談にのってくれる人がいること」が、回答件数の14.0%（回答者の79%）と最も多く、「介護の負担を軽くする支援があること」が13.6%（同74.8%）、「介護者が介護から離れられる時間」が13.4%（同73.6%）となっている。さらに、「介護を手伝ってくれる人がいること」が11.2%（同61.5%）となっている。ホームヘルパーの業務から、在宅介護を継続していく支援の内容として、介護者への悩みや相談、具体的なサービスによる支援、介護から離れる時間の保障、介護を手伝ってくれる人の存在などがあげられている。これらは、継続的・日常的に介護者に接している上での視点であり、介護者への支援やサービス提供のあり方やケアプランの改善などに活かすことが求められよう。また、「医師や看護師の訪問」が、10.8%（同59.3%）となっており、より医師や看護師による医療行為との連携の必要性があげられている。その点でも、介護や福祉、医療従事者等によるチームアプローチの必要性が現場からもあげられていると言えよう。

- 鶴岡市において、ホームヘルパーの確保のために必要な条件について(複数回答)は、「給与と待遇の向上」が、回答件数の37.4%(回答者の91.2%)と大半が回答している。現在、介護従事者の給与が、一般勤労者に比較して相当低いことは社会的にも広く知られている。介護保険の介護報酬による制度的な面から、一事業者の努力には限界があるが、今後、ホームヘルパーの新たな人材の確保、また離職の防止にあたって、給与面などの待遇の向上が不可欠であることを示していると言えよう。次いで、「自分の都合がよい時間に勤務できる勤務時間の調整」が、20.7%(同50.6%)となっている。この回答は、臨時職員などに多いことが想定でき、家庭生活との両立などへの希望が高いことがうかがえる。また「地元の若者などへの周知と斡旋」が14.4%(同35.2%)となっており、ホームヘルパーの高年齢化が進んでいることを考慮すると、待遇の改善を含め、若い世代へのホームヘルパーの業務に関する情報提供や啓発、斡旋など新たな人材の確保と養成が急務の課題になっていると言えよう。
- 現在の仕事をする上でのストレスについて(複数回答)は、「健康の不安」が回答件数の16.7%(回答者数の42.9%)と非常に高い比率を示している。これは、60歳以上が38.5%であることが影響していると考えられる。次いで、「自分の家庭生活と仕事の両立」が、16.2%(同41.8%)となっている。早朝や夜間帯の業務なども含め、勤務時間の調整が課題となっていることを示している。また「給料の低さ」が15.0%(同38.5%)、「待遇」が13.7%(同35.2%)も高いストレスの要因となっている。「知識や技術の不足」が14.4%(同36.3%)と3分の1と高い比率となっており、資格の取得やスキルアップの機会を保障することが求められる。
- 過疎地域の利用者にサービス提供する際に困ることについての自由記述では、「移動時間がかかる」が7件、「スーパー、コンビニが少なく、買い物に時間がかかる」が7件、「冬季の道路状態について除雪が難しい」が5件と地理的な条件や除雪などに関する課題が多くあげられている。今後、過疎地において高齢化が一層進展し、独居高齢者が多くなることが想定され、「小さな拠点事業」にストアやヘルパーステーションを併設するなど、過疎地におけるホームヘルプ事業のあり方を検討する必要がある。

V 座談会【地域ニーズ及び住民主体活動の把握】

《座談会の結果のポイント》

- 今回の地域福祉計画、地域福祉活動計画策定のための座談会は、先駆的地域福祉活動実践をしている町内会、また、おだがいさまネット活動実践を行っている地区社会福祉協議会や学区で行っており、それは、先駆的な実践が行われる要因、また、他の地区に普及する方策を探ることを目的としている。
- また、市街地における大規模町内会や郊外の新興住宅地域の町内会、山間部の自治振興会など地域的な特徴のある地区で行っている。それは、住民主体による地域福祉活動実践は、地域的な特

性を考慮する必要性があり、地域の特性や自治組織の成り立ちや規模などによって、地域の課題や活動実践の内容の違いがあり、それらの要因をふまえた支援のあり方を探ることを目的としている。

- さらに、学区・地区社協代表者情報交換会、鶴岡青年会議所において行っており、地域の代表者への働きかけの方法や若い年代層の参加や支援のあり方を探ることを目的としている。以下、これらの座談会の目的を踏まえたポイントを整理することとする。

1. 先駆的な地域福祉活動の実践をしている地区について

① 地域の課題の明確化と共有化

- 今回の先駆的な地域福祉活動を実践している地区において、先ず共通しているのは、町内会等の自治組織の役員が、地域の課題について明確に認識していることであり、共有化していることである。
- 大部町町内会（第三学区）では、「町民の困りごと、心配ごとの相談窓口を町内会長が引き受け、町内会へ反映しやすい環境を作るとともに、警察・地域包括支援センター、民生委員とも連携をとり、問題の解決を図っている」とのことであり、新海町では、「近所のつながりの希薄化、加えて町民の高齢化の進行により、町内会活動や隣組の運営に支障が生じている」との認識のもと、「住民にアンケートや説明会などを実施したことで、町内会の状況や課題の共有につながった」と地区の住民の課題の共有化に努めている。
- おだがいさまネットの先駆的実践を行っている地区の一つである田川地区社会福祉協議会では、「一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加が深刻になってきている」との認識のもと、「田川元気会議『SENEBA』（せねば）5部会の内『暮らし部門』の高齢者に関する課題を中心に取り組みを行う」とし、地区の課題について、組織的に掘り下げて検討する場を設けている。また、平成20年から「福祉ネットワーク」活動を開始している双葉町町内会では、「町内の支えが必要な人をどうにかしたいという思いで、民生委員と町内会長で福祉体制について話し合い発足した」とのことであり、民生委員と町内会長の強い危機感が基点となっている。
- 第三学区四団体連絡会議（町内会連合会、民生児童委員協議会、学区社会福祉協議会、コミュニティ協議会による構成）では、「これまで各団体が何をしているかといったことがわからず、福祉健康まつりなども共催という形ではあったが実質社協のみだったりした。また、コミュニティ協議会は元気な老人向けの事業がメインで、認知症や支援が必要な場合は社協といったようなバラバラな状況だった」との課題認識のもと、情報交換から横のつながりの重要性を認識するに至っている。
- 住民主体による地域福祉活動実践は、住民リーダー層が自らの地域の課題を明確に認識し、共有化することが出発点となることをこれらの先駆的な活動実践を行っている地区から学ぶことが

できる。その点からいえば、行政や社会福祉協議会の役割として、各地区の特徴的な課題に関する情報や対応への参考となるモデル地区に関する情報提供などについて側面的に支援することが重要となる。

② 地域の課題解決のための方法の具体化

- これらの先駆的な活動実践を行っている地区において共通している第二の点は、地域の課題解決のためのあり方について検討し、具体的な実践方法を開発し取り組んでいる点である。
- 大部町町内会では、「ご近所福祉協力員の設置により、隣組単位の地域見守り体制が強化され、実際の事例でも地域ネットワークにより解決に至ったものも数件でている」、新海町内会では、「隣組からの役員選出（自分たちで決める）や、隣組内のつながりのきっかけづくりなど新しい目標が定まり」、町内会の組織改革（隣組再編）を行っている。
- 田川地区では、『田川版おだがいさま見守りネット手引き作成プロジェクト委員会』を編成し、地区内の住民を始め、関係団体や協力機関と連携を図りながら啓蒙していくために具体的な活動や対応についてまとめた手引きを作成し、具体的な活動として、「安心カードの設置や支え合いマップの作成、会食交流会の開催など、見守りネットワークを広げていくための支援活動を行っている」。双葉町町内会では、「要支援Ⅰ（常時見守り）と要支援Ⅱ（時々見守り）を設定しそれぞれに担当者をつけている。また、年二回『福祉ネットワーク会議』を実施して要支援者の情報交換、要支援者リストの更新、担当者の更新を行っている。」など継続した取り組みにより、活動上の工夫が生まれている。
- 第三学区四団体連絡会議では、「地域支え合いに関するアンケート調査を行い、日常生活上の困りごと等の実態調査を行った」とあるように、地域の困りごとについてのニーズ把握を行い、各団体の持っている強みを活かして、「四団体連絡会議において『おだがいさま支え合いネット』の原案を作成し、サポーター募集を行っている」と、地域での支え合い活動に関わる具体的な手立ての工夫をしている。
- このように、地域における課題の共有化がなされた次の段階は、それらの課題に対応する具体的な方法について検討し、試行錯誤をしながら実践を重ねていくことになる。その際、見守り活動について言えば、対象者の選定方法や協力者の想定や募集、頻度やマニュアルの作成など内容の具体化と方法を明らかにしていく必要がある。その際の行政や社会福祉協議会の役割として、各地区の特徴やそれまでの協議経過について配慮しながら、具体的な内容についての先進事例に関する情報提供や助言・相談に応じ、住民の主体性を尊重した支援が求められる。

③ ネットワークの形成と住民の理解と協力の広がり

- 先駆的な地域福祉活動を実践している地区に共通する第三の点は、地域の関係する団体や関係

機関とネットワークの形成を図るとともに、住民の理解と協力を広げるように努めている点である。

- 大部町町内会では、年間に交流事業を含め多くの町内会活動を実施しているが、「町内会役員数が36名と多く、役割分担しながら町内会運営にあたっている」とのことで役員チームワークの良さが活発な活動を支える要因となっている。また、新海町町内会は、町内会の組織改革をとおして、「隣組からの役員選出（自分たちで決める）や、隣組内のつながりのきっかけづくりなど新しい目標が定まった」とのことである。田川地区では、「民生児童委員・住民会長・自治振興会等で『気になること』や『気にかかる方』についての初期連絡を受けながら普段の暮らしの見守り活動を行ってきた」ことが、「田川版おだがいさま見守りネット手引き作成プロジェクト委員会」を組織化することの下地になっていると言えよう。
- 双葉町町内会は、「役割分担ができていて負担が集中しないようになっている。見守りは、民生委員、見守り隊が行っているが、その他に隣組長が配りものをする時等日常的なかかわりの中で見守っている」と町内の適切な役割分担が継続の要因となっている。また、「自主防災組織と福祉ネットワークをまとめようとしている」との新たなネットワークの強化の方向性を見出している。第三学区四団体連絡会議は、まさに「これまで各団体が何をしているかといったことがわからず、・・・バラバラな状況だった」が、四団体の代表による企画会議で「おだがいさま支え合いねっと」の原案を作成し、サポーターの募集を協力して行うなど、地域の福祉課題に各団体が共通認識のもと、的確に各団体の持つ長所を活かして、地域課題への取り組みのパワーアップを果たしている。
- 地域の人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の課題がますます増えていく状況下において、地域の団体が個々の活動をバラバラに行うのは、効果的・効率的でないと言える。その点では、地域の団体が一堂に会し、お互いの活動の状況や地域の課題を話し合う場の設定が今後ますます必要とされる。そのような機会や場の働きかけを行政や社会福祉協議会が行うとともに、地域の課題に応じて、地域包括支援センターなど関係する機関の協力を得ながら、住民組織が地域の課題に応じた取り組みを主体的に展開していくことができるような支援が望まれよう。
- 先駆的な地域福祉実践を行っている地区でも、今後に向けた課題として、若い世代を含めた新たな人材の確保や人材育成、生活困窮者、高齢化する引きこもり者への支援のあり方、空き家問題、地域の防災機能の強化などの課題があげられている。今後、5年から10年と時間が経つにつれて、地域の課題も大きく変化していくことも予測される。行政や社会福祉協議会は、そのような地域の変化を見据えつつ、新たな課題に取り組む支援機能を高めていくことが求められる。

2. 特徴的な地区における座談会から

地域の特性を踏まえた課題の把握と支援のあり方

- 今回座談会を行ったのは、市街地における大規模町内会である稲生町内会、郊外の新興住宅地域の町内会である藤島地区自治振興会、山間部の朝日南部地区自治振興会である。
- 住民主体による地域福祉活動実践は、その地域的な特性を考慮する必要がある。地域の地理や自然、歴史、産業、公共施設の整備状況、住民意識などの特性、自治組織の成り立ちや規模などによって、地域の課題や活動実践の内容の違いがあり、それらの背景や要因をふまえた支援のあり方を探ることが重要となる。
- 例えば、稲生町内会は、1,200世帯以上の市内で一番大規模な町内会である。町内を4つの区に分けており、5つの部会（総務、財政、生活環境、防災安全、町民交流）があり、大規模な町内会ではあるが、各部会活動も活発に行われている。しかし、「福祉協力員の役割が理解されていない」との声があり、今後の高齢化の進展を考えると、民生・児童委員も含めて、町内会における横の連携が重要になってくると考えられる。
- 郊外の新興住宅地域の町内会である藤島地区自治振興会では、健康福祉部があり、一人暮らし高齢者への配食ボランティア活動や高齢者の見守りマップ作成、地域のたすけあいの研修会などの活動を行っている。ただし、「配食以外の取り組みについてはまだ具体的に進めていない」「具体的に何にどう取り組んでいけばいいか迷っている」との声があった。「一昨年500名の住民からアンケートを取り、生活の不便さ（除雪、買い物不便等）」があげられており、住民ニーズの把握に非常に積極的な姿勢がうかがわれる。このような機会に、行政や社会福祉協議会、また関係機関は、このアンケート結果を共に分析し、その結果をもとに具体的な今後の方向性について協議することが、今後の展開にとって重要と考えられる。
- 山間部の朝日南部地区自治振興会では、人口規模が少ないこともあり、個別の事例も含めて地域の課題を具体的に把握している状況がうかがえる。具体的には、路線バスの一部廃止による交通弱者の増加、高齢者や若者の引きこもり問題、火災や落雪等の事故の発生の不安、元気な高齢者の地域活動への参加などがあげられている。他の地域の取り組みにも関心を持っており、市内の同じような地域との交流や情報提供なども効果的であると考ええる。
- このように、住民主体による地域福祉活動を促進するためには、行政や社会福祉協議会などの支援者が、その地域の特性をよく理解することが基本となる。単純にマニュアル化できるものではないが、地域の特性や自治組織の成り立ちや規模などによって、支援のポイントの違いやその地域の特性にあった先進的な取り組みを紹介するなど、効果的な支援のあり方を整理し活用することが必要であろう。

3. 学区・地区社協代表者情報交換会、鶴岡青年会議所へのヒアリングから

① 情報交換や交流の場の重要性

○ 今回の学区・地区社協代表者情報交換会では、各地区の地域福祉活動の状況についての情報交換とともに地域福祉計画(活動)計画の内容についても様々な意見をいただいている。各地区の取り組み状況について、様々な状況や課題などが出されており、相互に情報交換や交流することは、大いに各地区の刺激となり、取り組みの広がりにつながる。今後とも継続的・定期的に行っていくことが必要と考えられる。

○ 地域福祉計画(活動)計画の内容については、「基盤づくりを計画に盛り込んでもらいたい」、「様々な事業が学区社協任せなので、取り組む学区と取り組まない学区で差が生じている。市社協でマニュアル(テキストブック)を作成し、実施の音頭を取ってほしい」、「市社協は学区社協までの関わりで、各町内となると学区・地区社協は福祉に関して素人。人材の研修・育成、活動への指導をお願いしたい」、「活動に即役立つサンプル(様式)が欲しい。それらを参考に地域にあったやり方を検討できる」など非常に前向きで参考となる意見が出されている。

② 多様な団体との関係性の構築

○ 今回の青年会議所のメンバーからの地域福祉(活動)計画への意見として、「福祉は住民の日常生活につながっており、福祉の充実により住民の生活が安定すれば地域に活力が出てくるので地域活性化にもつながる」、「今の福祉制度は無理な制度設計の上で成り立っている。その点を県や国へ訴え、制度の改善を要望していくべき」、「生活が困窮している人が何度も市役所に足を運んだり、市役所内をあちこち回るのは困難。困っている人がここに相談に行けば大丈夫という窓口がほしい」、「精神疾患について、勉強する機会が欲しい」、「色々な視点を取り入れながらやっていった方が問題への発信力やリーチする力につながるのでは」、「最近、市社協や市役所から青年会議所に加入する人がいないので、市社協や市の職員が青年会議所に入って活動していけば、お互いの問題の解決を図れるのでは」、「子どもの貧困を止めるため、子どもの権利条約に関連した条例を制定することを市の福祉計画に盛り込んでほしい」、「行政で他の団体も含めて定期的に意見交換をする場を設けていくことが重要だ」など、年代の若い層の視点から、非常に関心が高く積極的に具体的な意見が出されている。

○ このような意見からも、今後様々な年代層や多様な団体の意見を地道にくみ上げていくことが、中・長期的に見て、新たな人材の発掘や養成、団体や組織間の連携、さらに地域福祉推進の広がりや活性化につながると考えられる。

鶴岡市地域福祉計画
つるおか地域福祉プラン2015
(案)

平成28年2月

鶴 岡 市

目 次

第1章 つるおか地域福祉プラン2015の策定にあたって

1. つるおか地域福祉プラン2015策定の背景と経過	1
2. つるおか地域福祉プラン2015の位置づけと性格	3
3. つるおか地域福祉プラン2015の基本理念	7
4. 基本方針	7
5. 計画期間	8
6. 計画の進行管理	8
7. 計画の体系	9

第2章 重点課題と施策の方針

1. 超高齢化に対応した地域包括ケアの仕組みづくり	11
<重点課題>	
地域包括ケアの推進体制の整備と構築	11
<施策の方針>	
(1) 地域包括ケアの推進体制の整備	12
(2) 5層のエリア設定に基づく福祉コミュニティづくりの拡充	15
(3) 専門職や関係者による連携と地域ケア会議の拡充	19
(4) 地域の特性に応じた地域資源や サービス提供体制の開発・整備	19
(5) 認知症等の介護者への支援策の強化	20
(6) 介護人材の確保と養成	20
2. 暮らしのセーフティネットを構築する相談支援体制の整備	21
<重点課題>	
ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への 連携した取り組み体制の整備	21
<施策の方針>	
(1) ワンストップの初期相談・支援体制の整備	22
(2) 生活困窮者自立支援事業の拡充	22
(3) 生活困窮に関する問題への連携した取り組みの体制整備	22

(4) 暮らしのセーフティネットを構築する	
各種プロジェクトの推進	----- 22
(5) 中学校区エリアへの	
「(仮称) 地域福祉コーディネーター」の配置	----- 23
3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくり	----- 25
《重点課題》	
住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備	----- 25
<施策の方針>	
(1) 地域における住民主体による地域支え合い活動への支援	----- 25
(2) コミュニティセンター・地域活動センターエリア単位の	
地域福祉推進体制の整備	-----26
(3) 地域支え合い活動「おだがいさまネット活動」の拡充	----- 26
(4) 「地域支え合いプラン」の普及・拡大	----- 26
(5) 市民ボランティア活動の振興と	
新たな問題に対応する活動の促進	----- 27
4. 地域の人づくりと	
地域住民・関係団体と行政による協力関係の構築	----- 28
《重点課題》	
地域リーダーの養成・確保と	
地域における課題解決のためのパートナーシップの構築	----- 28
<施策の方針>	
(1) 地域の支え合い活動の担い手	
及び地域リーダーの発掘・育成	----- 29
(2) 包括的な相談支援など	
新しい福祉サービス提供を担う人材の育成・確保	--- 29
(3) 地域における課題を解決するための	
住民・関係団体と行政によるパートナーシップの構築	--- 29
(4) 地域公益活動を推進する社会福祉法人への指導・助言	----- 30
(5) 鶴岡パートナーズ制度の活用	----- 30
5. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進	----- 31
《重点課題》	
住民主体による健康増進・介護予防活動の推進	----- 31

<施策の方針>	
(1) 住民主体の介護予防活動の推進	31
(2) 認知症への理解と予防の推進	32
(3) こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進	32
(4) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進	32
6. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり	34
<<重点課題>>	
子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実	34
<施策の方針>	
(1) 子ども・子育てや若者に関する 相談支援体制の拡充と機能の強化	35
(2) 発達障害支援センター機能の拡充と療育システムの構築	35
(3) 子ども・若者がまちづくりに参加し、 故郷への愛着を育み、地元への定着を図る取り組み	36
(4) 若者の交流と定住を促進する施策の充実	36
7. 地域で安心して住める権利擁護の支援体制の整備	37
<<重点課題>>	
地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築と サービスの質の保証	37
<施策の方針>	
(1) 総合的な権利擁護システムの整備	38
(2) サービス評価と苦情対応システムの整備	38
(3) 行政や各種の民間事業者などの従事者に対する 権利擁護に関する啓発による普及の拡充	38
(4) 障害者差別解消への取り組み	38
8. 地域資源を活かした地域の活性化に向けた施策の展開	39
<<重点課題>>	
地域の活性化に結びつけた施策の展開	39
<施策の方針>	
(1) 福祉の視点に立った地域産業や コミュニティビジネスの振興	39
(2) 過疎地域における集落活動などへの支援	40

(3) 雇用対策の推進-----	40
(4) 高等教育・研究機関の研究成果の活用-----	40
9. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり-----	41
《重点課題》	
地域住民の主体的な防災・防犯への取り組み-----	41
《施策の方針》	
(1) 避難行動要支援者個別支援計画の作成-----	42
(2) 地域防災力の確保と防犯体制の推進への取り組み-----	42

第3章 鶴岡市における地域福祉をめぐる現状

1. 鶴岡市の統計概要
2. 住民座談会、各種アンケートのまとめ

※ 用語説明

第1章 つるおか地域福祉プラン2015の策定にあたって

1. つるおか地域福祉プラン2015策定の背景と経過

ー人口減少・超高齢社会における包括的支援体制の必要性ー

- わが国は、平成25年には高齢化率が25%を超えましたが、平成37年には30%を超えることが予測されています。また、最も人口が多い、いわゆる団塊の世代は、すでに65歳以上となり、平成37年には、すべてが75歳以上の後期高齢者となります。
- また、平成17年から人口減少社会となり、特に2010年代に入って顕著な傾向を示しており、最近、地方における人口減少は、地域の持続可能性に深刻な危機をもたらすことが課題とされています。
- 本市においても、平成26年度には、高齢化率は30.4%と30%を超え、平成27年3月末現在で31.3%と超高齢化が進んでいます。人口は、平成27年12月末現在で131,758人となっていますが、年々、総人口、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少しています。
- 平成17年10月に旧鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の6市町村が合併して、人口14万2千人余りの新鶴岡市が誕生してから10年を迎えました。平成21年1月には、平成30年度までの10年間を期間とする新しい鶴岡市総合計画「生命いきいき文化都市創造プラン」が策定され、平成26年3月に中間見直しを行い、後期基本計画が策定されています。また、総合計画の実施計画について、毎年、向こう3カ年の実施計画が策定されています。
- 本市では合併後の平成19年3月に、新鶴岡市における地域特性をふまえた「つるおか地域福祉ビジョン06ー新鶴岡市の地域福祉推進のための提言ー」を策定しています。この「つるおか地域福祉ビジョン06」は、合併前に旧鶴岡市で策定していた「鶴岡地域福祉プラン」をもとに、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海地域の町内会・自治会51ヶ所で実施した住民座談会「車座トーク」から寄せられた2,364件の意見を反映し策定しています。

○また、平成 23 年 3 月には、「つるおか地域福祉プラン 2010」を策定しています。この「つるおか地域福祉プラン 2010」は、特に高齢化率 30%を超える地区や子どもの数が多い新興住宅地などの町内会・自治会 31 ヶ所で住民座談会を開催し、548 名から寄せられた 1,702 件の意見、また併せて市内の事業所、ボランティア団体、NPO 法人を対象とした地域福祉に関する意識調査と、市内の中学生・高校生を対象とした将来に対する意識調査の結果を反映して策定されています。

○今回、本計画を策定するにあたって、市社会福祉協議会とともに、平成 27 年 11 月から 12 月にかけて、先駆的な地域福祉活動を実践している町内会や学区、また市街地の大規模町内会や山間部の自治振興会など地域的に特徴のある地区での座談会を開催するとともに、青年会議所へのヒアリング、また関係機関・団体へのヒアリングを実施しました。また、平成 27 年 10 月から 12 月にかけて、町内会、自治会等単位自治組織の長 466 名、民生委員・児童委員 349 名を対象とした地域の福祉課題や今後のあり方等についてのアンケート調査、児童扶養手当の受給者 1,157 名を対象とした子育てに関するアンケート調査、社会福祉協議会のホームヘルパー 91 名を対象とした在宅介護やホームヘルパーの人材確保などについてのアンケート調査を実施しました。

○本計画は、市民各層の代表や有識者で構成される策定委員会での議論、また、住民座談会等で寄せられた地域住民の声やアンケート調査の結果を踏まえ、本市における近年と将来の地域福祉に関する課題に対応するために策定されています。そして、鶴岡市総合計画にもとづき、「つるおか地域福祉プラン 2010」において示した施策の方向性をさらに継承・発展させ、本市における各地域の特性を活かし、今後の地域社会の変化に対応していく本市の地域福祉のあり方を示しています。

2 つるおか地域福祉プラン2015の位置づけと性格

○平成12年に社会福祉事業法が大幅に改正・改称されて社会福祉法が制定されました。この法律改正は、多様化する社会福祉問題に対して、戦後長らく続いてきた行政主導の社会福祉のシステムを、サービス利用者の尊厳の視点から、選択と契約にもとづくサービス利用に転換するものとなっています。また、そこには地域福祉推進の目的として『福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする』とされています。

○このような地域福祉推進の理念を実現するために、社会福祉法第107条に市町村地域福祉計画の策定が明文化され、平成15年4月から施行されました。

(市町村地域福祉計画に関する事項(社会福祉法第107条より抜粋))

- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○旧鶴岡市においては、このような動向をふまえて、平成16年3月に「つるおか地域福祉プラン」を策定しました。また、平成17年の合併やその後の介護予防を重視した介護保険制度の改革、障害者自立支援法(現：障害者総合支援法)の制定など社会保障・社会福祉政策の動向をふまえて、合併後の平成19年3月に、新鶴岡市における藤島、羽黒、楯引、朝日、温海地域の地域福祉のあり方を含めた「つるおか地域福祉ビジョン06—新鶴岡市の地域福祉推進のための提言—」を策定しました。そして、少子高齢化、人口減少、核家族化の進行とともに、家族機能の低下や地域コミュニティ機能が脆弱化している地域の現状と社会福祉制度の改正、保健・福祉等の関係諸計画などを踏まえて、平成23年3月に「つるおか地域福祉プラン2010」を策定し、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくための施策の方向を示して地域福祉を推進しています。

○平成21年に策定された新鶴岡市総合計画では、以下のような新たな鶴岡市のまちづくりの将来像を示しています。また、平成28年3月には、平成2

8年度から30年度までの3年間の鶴岡市総合計画実施計画が策定され、これからのまちづくりの柱になる「鶴岡ルネサンス宣言」と「鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をふまえ、鶴岡市総合計画に示された基本構想・基本計画の具体化に向けた、向こう3年間に進めていくべき市政運営の重点方針や基本目標を示しているとともに、それらを効果的に推進していくための重点施策や具体的な実施施策について示しています。

—めざす都市像—

「人 暮らし 自然 みんないきいき
心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」

—まちづくりの基本方針—

○健康福祉都市の形成○学術産業都市の構築○森林文化都市の創造

—まちづくりの柱—

【鶴岡ルネサンス宣言】

「市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮により
持続可能な希望あふれる鶴岡をつくる」

- ・ 地域の可能性をのばす創造文化都市
- ・ 人と人の繋がりから交流人口を拡大する観光文化都市
- ・ 「知」を活かす学術文化都市
- ・ 暮らす環境を整える安心文化都市
- ・ 自然と共に生きる森林文化都市

重点方針1 「鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進」

まちづくりの柱として5つの文化都市をめざした中核的施策の推進

重点方針2 「人口減少に対応する取組みの推進」

- 1) 総合的な少子化対策の推進（出会いから結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目ない支援による安心して生み育てられる環境の整備）
- 2) 産業の振興と創出（新たな産業の創出や意欲ある起業者の支援等による雇用機会の拡大と若者の定着促進）
- 3) 移住定住の促進（地域への愛着醸成と魅力や情報の発信、移住希望者への総合

的な支援による移住定住の促進)

【鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

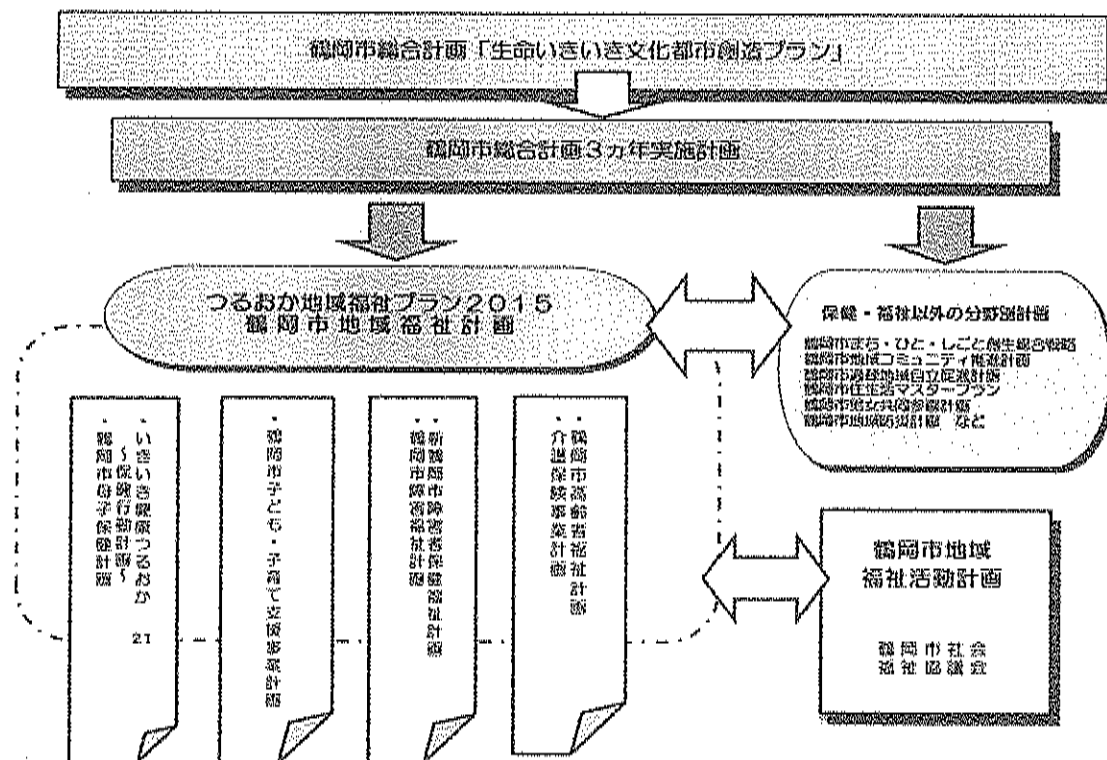
基本目標

- 1) 地域にしごとを増やし、安心して働けるようにする。
- 2) 地域への新しいひとの流れをつくる。
- 3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- 4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る。

重点施策

- 1) ユネスコ食文化創造都市の高度ブランド化による観光、農業等の成長産業化
- 2) 先端バイオを核とした次世代イノベーション都市の創造・発信による地域活性化

○このつるおか地域福祉プラン2015は、鶴岡市総合計画、鶴岡市総合計画3ヵ年実施計画にもとづき、関連する計画を内包するとともに、地域福祉の理念から次のような特徴と意義を持ち、住民の暮らしをめぐる新たな時代の課題に対応するための計画という性格を持ちます。



—特徴と意義—

- ① 住民の暮らしを守る住まい・医療・介護・予防・生活支援などの地域包括システムの構築を進める。
- ② 福祉問題の複雑化・複合化に対応したワンストップの相談支援体制の重層的な整備を図る。
- ③ 行政と住民自治組織、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、各種事業所など民間団体が地域福祉のために協力するパートナーシップを構築する。
- ④ 住民の福祉意識を啓発し、住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくりを進める。
- ⑤ 地域住民一人一人が、自らのこころとからだの健康づくりに取り組み、孤立しない・させない地域づくりを促進する。
- ⑥ 超高齢化に対応するとともに、人口減少に対応し地域活性化を目指したまち・ひと・しごと創生につながる福祉でのまちづくりを進める。

3. つるおか地域福祉プラン2015の基本理念

人口減少・超高齢社会に対応した子どもや若者から障害者、高齢者など鶴岡市民一人ひとりが、地域において安心して暮らすことができるまちづくりをめざし、つるおか地域福祉プランの理念を次のものとします。

—つるおか地域福祉プラン2015の基本理念—

「安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡」

4. 基本方針

鶴岡市は、誰もが安心して住めるまちを実現するため、基本理念にもとづき次の9つの基本方針に立って、鶴岡市における地域福祉を推進します。

- ① 超高齢化に対応した地域包括ケアの仕組みづくり
- ② 暮らしのセーフティネットを構築する相談支援体制の整備
- ③ 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくり
- ④ 地域の人づくりと地域住民・関係団体と行政による協力関係の構築
- ⑤ こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進
- ⑥ 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり
- ⑦ 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の整備
- ⑧ 地域資源を活かした地域の活性化に向けた施策の展開
- ⑨ 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり

5. 計画期間

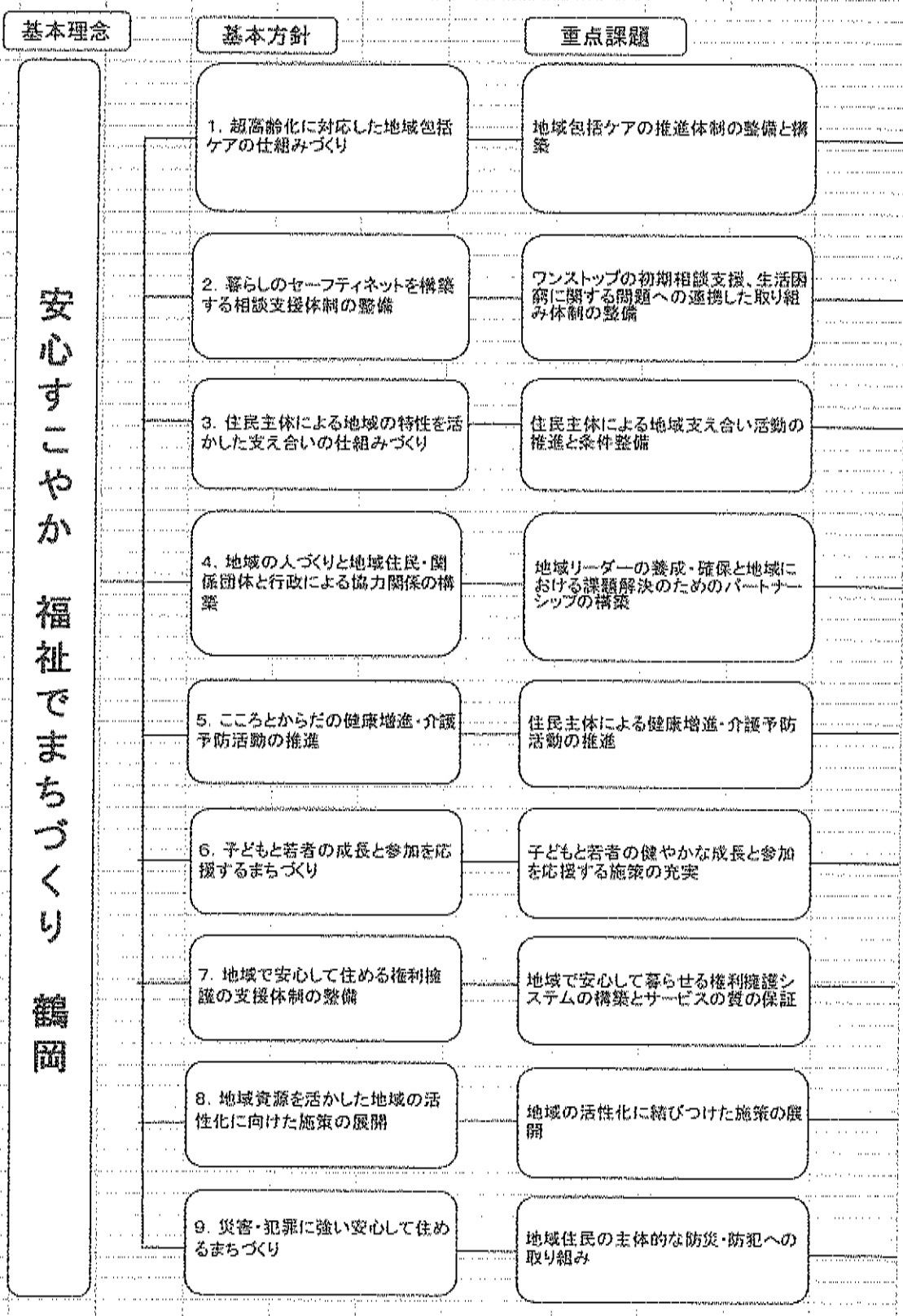
このつるおか地域福祉プラン2015に関する内容の実施期間は、平成28年度から平成32年度末までの5年間とします。

6. 計画の進行管理

本計画は、関係する各部署や関係機関・団体と協議し、関係する各計画における進行管理とあわせて、進行の管理を行なうものとします。

そして、計画の中間年にその進行状況の点検を行ない、その後の進行に反映するものとします。

7. 計画の体系



施策の方針

- (1) 地域包括ケアの推進体制の整備
- (2) 5層のエリア設定に基づく福祉コミュニティづくりの拡充
- (3) 専門職や関係者による連携と地域ケア会議の拡充
- (4) 地域の特性に応じた地域資源やサービス提供体制の開発・整備
- (5) 認知症等の介護者への支援策の強化
- (6) 介護人材の確保と養成

- (1) ワンストップの初期相談・支援体制の整備
- (2) 生活困窮者自立支援事業の拡充
- (3) 生活困難に関する問題への連携した取り組みの体制整備
- (4) 暮らしのセーフティネットを構築する各種プロジェクトの推進
- (5) 中学校区エリアへの「(仮称)地域福祉コーディネーター」の配置

- (1) 地域における住民主体による地域支え合い活動への支援
- (2) コミュニティセンター・地域活動センターエリア単位の地域福祉推進体制の整備
- (3) 地域支え合い活動「おだがいさまネット活動」の拡充
- (4) 「地域支え合いプラン」の普及・拡大
- (5) 市民のボランティア活動の振興と新たな問題に対応する活動の促進

- (1) 地域の支え合い活動の担い手及び地域リーダーの発掘・育成
- (2) 包括的な相談支援など新しい福祉サービス提供を担う人材の育成・確保
- (3) 地域における課題を解決するための住民・関係団体と行政によるパートナーシップの構築
- (4) 地域公益活動を推進する社会福祉法人への指導・助言
- (5) 鶴岡パートナーズ制度の活用

- (1) 住民主体の介護予防活動の推進
- (2) 認知症への理解と予防の推進
- (3) こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進
- (4) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進

- (1) 子ども・子育てや若者に関する相談支援体制の拡充と機能の強化
- (2) 発達障害支援センター機能の拡充と療育システムの構築
- (3) 子ども・若者がまちづくりに参加し、故郷への愛着を育み、地元への定着を図る取り組み
- (4) 若者の交流と定住を促進する施策の充実

- (1) 総合的な権利擁護システムの整備
- (2) サービス評価と苦情対応システムの整備
- (3) 行政や民間事業者などの従事者に対する権利擁護に関する啓発による普及の拡充
- (4) 障害者差別解消への取り組み

- (1) 福祉の視点に立った地域産業やコミュニティビジネスの振興
- (2) 過疎地における集落活動などへの支援
- (3) 雇用対策の推進
- (4) 高等教育・研究機関の研究成果の活用

- (1) 避難行動要支援者個別支援計画の作成
- (2) 地域防災力の確保と防犯体制の推進への取り組み

第2章 重点課題と施策の方針

1. 超高齢化に対応した地域包括ケアの仕組みづくり

【重点課題】

地域包括ケアの推進体制の整備と構築

- 鶴岡市の高齢化率は、平成26年度に30.4%と30%を超え、平成27年3月末日現在では、31.3%と超高齢化が進んでいます。
- また、平成27年度から29年度までにおける第1号被保険者の介護保険料の基準額は、6,242円に上昇し、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年度には、8,980円となることを見込まれています。今後、制度の効率的な運営や介護予防の推進などによって健康寿命を伸ばすことにより、市民の負担を極力減らし、介護保険制度や医療制度の持続可能性を高めていくことが強く求められます。
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス・福祉などを横断的、効果的に提供し、可能な限り、これまで住んでいた地域で安心して暮らせる「地域包括ケア」を開発し、その普及を図るためには、行政における横断的な推進の仕組みと組織を整備し、効果的に運営する必要があります。
- 地域包括ケアの構築は、行政の各部署の機能を有機的に、また、効果的に連携させて一体的に進めるとともに、継続的・発展的に進める体制の整備が求められます。
- 医療機関から退院する方に対して、病院や診療所と保健・福祉関係機関が連携し、在宅で安心して生活ができるようにするため、適切な退院後の生活に関する計画策定の推進や、在宅での療養生活を支える病院・診療所間の連携とともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどが連携する体制を整備していく必要があります。
- 現在、入所施設のケアワーカーや訪問介護事業所におけるホームヘルパー、また看護職員などの人材がすでに不足しています。今後の高齢化の進展によ

る介護人材などの不足は、さらに深刻化することが予測されます。介護職員初任者研修の受講費支援など、介護人材の確保のための施策を図るとともに、その待遇の改善、知識や技術の修得など養成のための施策を推進することが求められます。

【施策の方針】

(1) 地域包括ケアの推進体制の整備

- ◇団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる平成37年に向けて、地域包括ケアを継続的・発展的に進める体制を構築するため、行政の関係部局や民間の関連機関・団体、住民の代表が参加し、鶴岡市における地域包括ケアの構築のあり方について協議する「(仮称)鶴岡市地域包括ケア推進会議」を設置します。
- ◇「(仮称)鶴岡市地域包括ケア推進会議」は、現在の「鶴岡市介護保険運営協議会並びに地域包括支援センター運営協議会」を発展・拡充させ、鶴岡市における住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス・福祉などの包括的なサービス提供のあり方、さらに相談支援や介護人材等養成・確保等に関する課題の把握と対応策を協議・検討し、鶴岡市における地域包括ケアの構築のあり方について協議する組織とします。
- ◇この「(仮称)鶴岡市地域包括ケア推進会議」は、地域包括ケアの構築に関わる地域医療・看護関係者、介護関連事業者、生活支援サービス関連事業者、住宅関連事業者、住民代表、行政（地域医療、保健、介護、福祉、住宅、コミュニティ関連部局）などによって構成されます。
- ◇この「(仮称)鶴岡市地域包括ケア推進会議」において鶴岡市の地域包括ケアの構築を協議するため、医療・介護等に関する実態の把握や分析、課題の検討と、地域包括ケアの構築に関する行政の各部局との連絡調整、民間事業者、住民組織との連携などを推進する組織として、「(仮称)地域包括ケア推進室」を設置します。

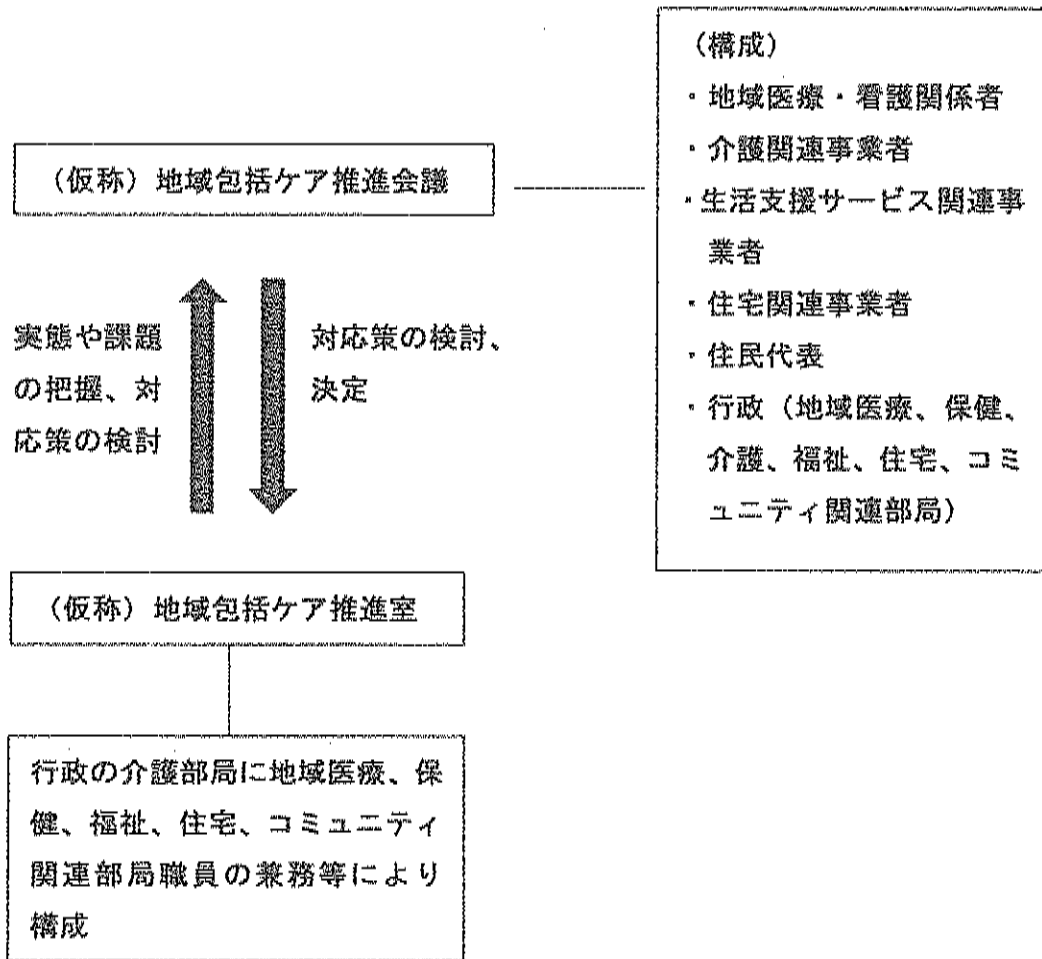
- ◇「(仮称)地域包括ケア推進室」は、行政の介護担当部局に加え、地域医療、保健、福祉、住宅、コミュニティ関連部局職員の兼務等により構成されます。

- ◇このように、鶴岡市における地域包括ケアを構築する体制の整備を図り、地域包括ケアに関する課題の把握と社会資源を発掘するとともに、関係者による対応策を検討し、それらの対応策を決定・実行します。そして、その成果について分析・評価し、新たな対応策の検討と改善を図ります。

- ◇このような地域包括ケアの推進体制は、高齢者だけでなく児童や障害者などの領域においても求められますが、現状では、高齢者を対象とした場合においても多くの課題を有しており、当面は、高齢者を対象として推進するものとし、その成果や課題を踏まえて、児童や障害者領域においてそのあり方を検討し、推進を図るものとしします。

- ◇中・長期的な展望に立って、今後の鶴岡市の超高齢化に対応した地域包括ケアの推進体制を整備し、その対応策について、Plan（計画） - Do（実行） - Check（評価） - Act（改善）サイクルによって常に改善を図ることで、可能な限り高齢者がこれまで住んでいた地域で安心して暮らせる地域包括ケアの構築を図ります。

《地域包括ケアの推進体制》



(2) 5層のエリア設定に基づく福祉コミュニティづくりの拡充

◇現在、市全域について下記のような5層のエリアを設定し、各エリアの特徴を活かした住民主体による福祉コミュニティづくりを支援する重層的な体制づくりを進めています。第2層に当たる中学校区を保健福祉サービスエリアとして設定しており、ワンストップでの相談・支援に当たる地域保健福祉センターの体制を、温海地域、羽黒地域、朝日地域エリアで整備していますが、さらにその体制整備を促進します。

◇現在、第3層の小中学校区エリア、第4層の町内会・自治会のエリアにおいて、独居高齢者などへの声かけ・見守り活動として、「おだがいさまネット」活動がモデル的に展開されています。また市社会福祉協議会が推進している「お茶のみサロン」など、地域において独居高齢者などが孤立しないよう、声かけや見守り、また、問題が発生した場合の早期の対応、通報・連絡体制づくりなど、地域の特性に合わせた、住民主体による福祉コミュニティづくりへの支援の拡充を図ります。

- 第1層 市全域のエリア
- 第2層 中学校区を基礎としたエリア
- 第3層 小中学校区を基礎としたエリア
- 第4層 町内会・自治会のエリア
- 第5層 近隣のエリア

第1層 市全域のエリア

(主たる機関・団体)

総合保健福祉センター

(保健センター、子ども家庭支援センター、障害者相談支援センター)、生活自立支援センター、(仮称)権利擁護センター、児童相談所、市関係部局、市社会福祉協議会、その他の民間機関・団体など

(主たる機能)

- *市全体の連絡・調整、企画、運営管理、評価など
- *市全体の地域包括ケア体制の整備
- *市全体の暮らしのセーフティネットの相談支援体制の整備

- * 市全体のプロジェクトの推進、進行管理
- * 住民全体の福祉コミュニティづくりへの支援・条件整備など
- * より専門的な相談支援と関係者への指導・助言

第2層 中学校区を基礎としたエリア

(主たる機関・団体)

(地域保健福祉センター (下記の機能を含む))

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 地域子ども家庭支援センター
- ・ 地域障害児・者相談支援センター
- ・ 市社会福祉協議会福祉センター

(主たる機能)

- * 子育て、障害児・者、高齢者や生活困窮などに関するワンストップの初期相談・支援
- * 各種サービス提供に関する相談・支援
- * 困難事例や権利擁護に関する相談・支援
- * 健康づくり、介護予防活動の拠点機能
- * 地域に応じた各種地域福祉プロジェクトの推進
- * 各関係機関・団体との連携・協力の推進

第3層 小学校区を基礎としたエリア

(主たる機関・団体)

学区・地区社会福祉協議会、コミュニティセンター・地域活動センター、公民館、町内会・自治会連合会、各種住民団体

(主たる機能)

- * 住民諸団体の連携による地域福祉活動
- * 町内会・自治会などによるモデル的な地域福祉活動への支援
- * 生涯学習事業と連携した啓発・学習活動

モデル的な地域福祉活動の例

- ・ 独居高齢者・要支援高齢者への「おだがいさまネット」による見守り・生活支援サービスの仕組みづくり
- ・ 認知症カフェの実施や運営協力

- ・子育てサロンや障害児・者サロンの実施
- ・過疎地における小さな拠点事業の企画や実施
- ・異世代交流活動の実施

第4層 町内会・自治会のエリア

(主たる機関・団体)

町内会・自治会など各種住民団体、自治公民館

(主たる機能)

- *町内会・自治会単位の住民主体の地域福祉活動の展開
- *町内会・自治会単位の福祉委員会・部会などの設置
- *モデル的な地域福祉活動の推進

モデル的な地域福祉活動の例

- ・ひとり暮らし高齢者などへの「おだがいさまネット」による見守り活動
- ・自治公民館・集会所などでの住民主体の介護予防、健康づくり活動
- ・日中孤立しがちな高齢者などへのお茶のみサロンの実施
- ・子どもの安全・見守り活動
- ・住民座談会の実施
- ・啓発・学習活動

第5層 近隣のエリア

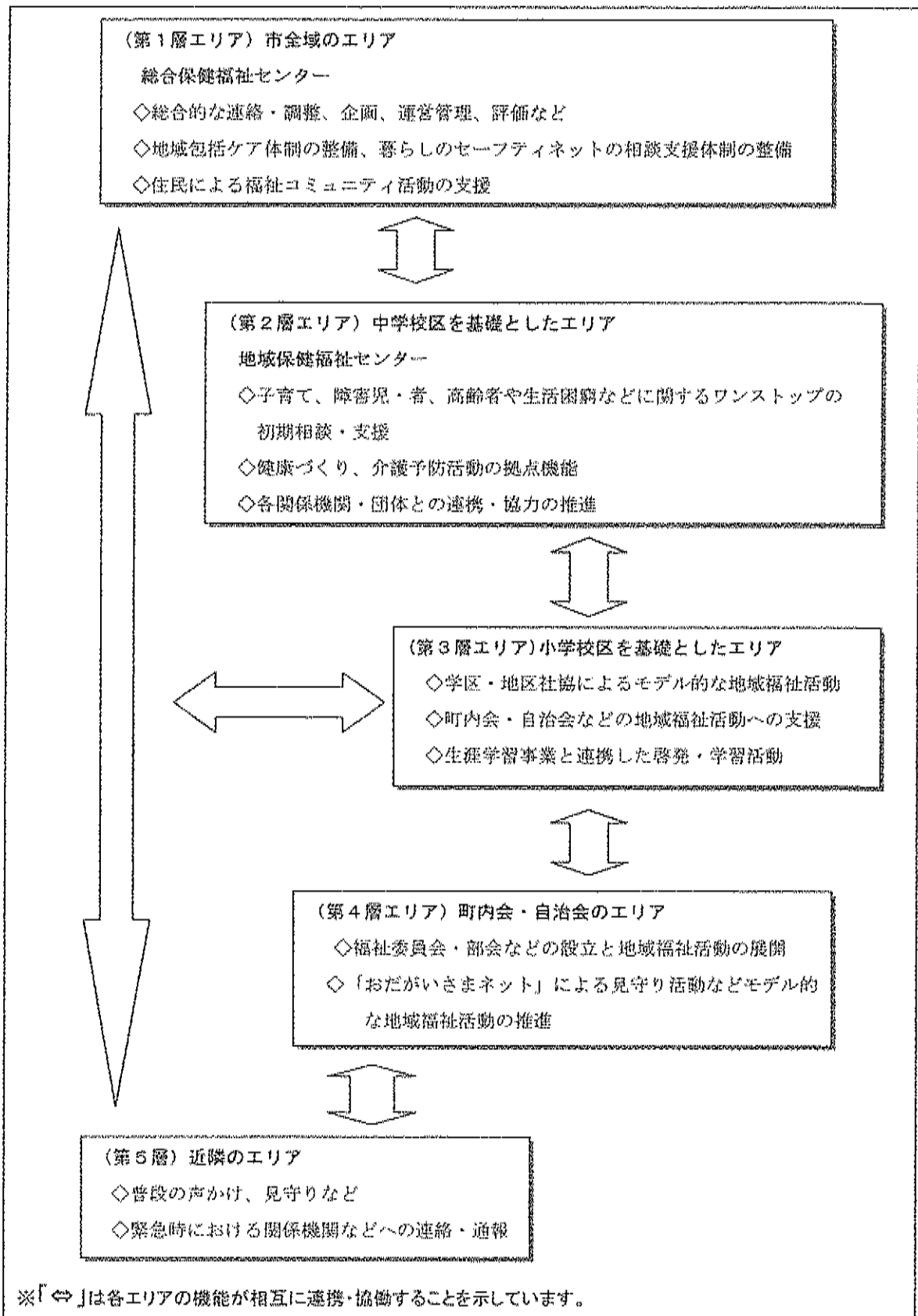
(主たる機関・団体)

班・隣組、近隣、各種会員

(主たる機能)

- *支援が必要な人・家族への声かけ・見守り
- *緊急時における関係機関などへの連絡・通報

◎鶴岡市における5層のエリアによる福祉コミュニティの構築



(3) 専門職や関係者による連携と地域ケア会議の拡充

- ◇現在、対応が困難な事例や医療・保健・福祉の各専門職の連携が必要な課題に対して、高齢者領域では地域包括支援センターが中心となり、個別の事例については「地域ケア個別会議」、地区別には「地域ケアネットワーク会議」が行われています。今後は、地域包括ケアの構築を図るために、医療・保健・福祉分野などの関係者が一体となって、高齢者・家族を支援するチームアプローチの拡充を図ります。
- ◇医療関係者やケアマネジャーなどの福祉関係者を含めた退院前カンファレンスを行いながら、よりスムーズに在宅へ復帰できる計画作成の取り組みを充実し、退院支援の推進を図ります。
- ◇地域連携クリティカルパス（大腿骨近位部骨折・脳卒中・糖尿病・5大がん・急性心筋梗塞）、認知症ケアパスや Net4U（医療連携型電子カルテシステム）など、医療・看護・介護・保健が効果的に連携するツールの活用を推進するとともに、その検証を通して地域包括ケアの構築を図ります。
- ◇高齢者領域だけでなく、障害者や児童などの領域に関しても、第2層の中学校区エリアにおいて、関係機関が相互に連携して支援を行う体制の整備を図ります。

(4) 地域の特性に応じた地域資源や

サービス提供体制の開発・整備

- ◇過疎・超高齢地域や市街地、また、雪害の状況など、鶴岡市における多様な地域の特性に応じて、各種の通所や訪問型サービス、住宅や交通・移送サービスに関する施策など、地域資源やサービス提供体制を開発・整備します。

*【例】過疎地における「小さな拠点事業」の活用など

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店・診療所などの生活サービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく新しい集落地域の再生を目指す取り組み。

(5) 認知症等の介護者への支援策の強化

◇介護者の置かれた状況を的確にアセスメントし、その精神的・肉体的介護負担を軽減するためのケアプランの充実や、健康の維持、就労などの社会参加の保障と介護知識や技術の修得、介護者間の相互交流や情報交換など、介護者への各種の支援策の充実を図ります。

特に、認知症高齢者においては、地域における認知症に関する理解の普及、徘徊防止や認知症サポーターの有効活用、認知症カフェなどにより、認知症に対応する地域資源の整備を図ります。

(6) 介護人材の確保と養成

◇高齢化の進行により、今後、介護人材などの不足が、さらに深刻化することが予測されます。介護職員初任者研修の受講費支援など、介護人材確保のための施策を図るとともに、その待遇の改善、知識や技術の修得など養成のための支援策を検討し、介護人材の確保と資質の向上を図ります。

2. 暮らしのセーフティネットを構築する相談支援体制の整備

【重点課題】

ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への 連携した取り組み体制の整備

- 高齢者の介護や子育て、障害やひきこもりなどに関する複合的な課題を抱えた家族に対して、スムーズにワンストップで相談に乗り、調整する総合的な初期相談支援体制の整備を進める必要があります。
- また、地域包括支援センターが中心となって実施している個別の事例検討に係る「地域ケア個別会議」と、現在、日常生活圏域において地域課題の発見や解決に取り組んでいる「地域ケアネットワーク会議」をさらに充実させる必要があります。また、高齢者領域だけでなく、子育てや障害者、生活困窮者などに関する多職種連携や地域単位のネットワークの形成を図る必要があります。
- このように、個別への相談支援体制の整備を図るとともに、関係者がチームによって解決にあたる体制の整備を検討する必要があります。
- 準要保護世帯、子どもや若者の貧困やひきこもり、家庭内暴力、ごみ屋敷問題、未婚の子どもと老親世帯の共倒れ危機、元受刑者や触法障害者・高齢者など、生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、福祉部局だけではなく、保育所や学校・教育委員会、居住支援協議会、司法関係者、ハローワーク、若者サポートステーションなどの関係機関が十分に連携し、取り組む体制を整備する必要があります。
- 平成27年度から開始された生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の成果と課題を踏まえ、その他の生活困窮者世帯における、子どもの学習支援事業などの任意事業の必要性とともに、一時避難所（シェルター）や生活寮、就労支援プログラムなどの地域資源の整備や開発のあり方などについて検討する必要があります。

【施策の方針】

(1) ワンストップの初期相談・支援体制の整備

◇高齢者の介護や子育て、障害やひきこもりなどに関する複合的な課題を抱えた家族に対して、スムーズにワンストップで相談に乗り、調整する総合的な初期相談支援体制を第2層の中学校区エリアに整備することを促進します。

(2) 生活困窮者自立支援事業の拡充

◇平成27年4月から施行された、生活困窮者自立支援法に基づく「鶴岡地域生活自立支援センター」における、自立相談支援事業の成果と課題を踏まえ、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業などの任意事業の必要性について検討し、順次実施していきます。

(3) 生活困窮に関する問題への連携した取り組みの体制整備

◇準要保護世帯、子どもや若者の貧困やひきこもり、家庭内暴力、ごみ屋敷問題、未婚の子どもと老親世帯の共倒れ危機、元受刑者や触法障害者・高齢者など、生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、福祉部局だけではなく、保育所や学校・教育委員会、居住支援協議会、司法関係者、ハローワーク、若者サポートステーションなどの関係機関が十分に連携して取り組む、「(仮称)暮らしのセーフティネット相談・支援体制」の整備を図ります。

(4) 暮らしのセーフティネットを構築する

各種プロジェクトの推進

◇複合的な課題を抱えた世帯や生活困窮者の暮らしのセーフティネットを推進するために、行政や民間の関係機関・団体、地域の関係者による各種プロジェクトを発足し、地域の特性に応じた新たな地域資源の開発を図ります。

(プロジェクト例)

- ・貧困家庭の子どもの学習支援プロジェクト
- ・空き家福祉活用プロジェクト(お茶のみサロン、生活寮など)
- ・生活困窮者就労支援プロジェクト(福祉と農業連携プロジェクトなど)
- ・ひきこもり者の自立支援プロジェクト

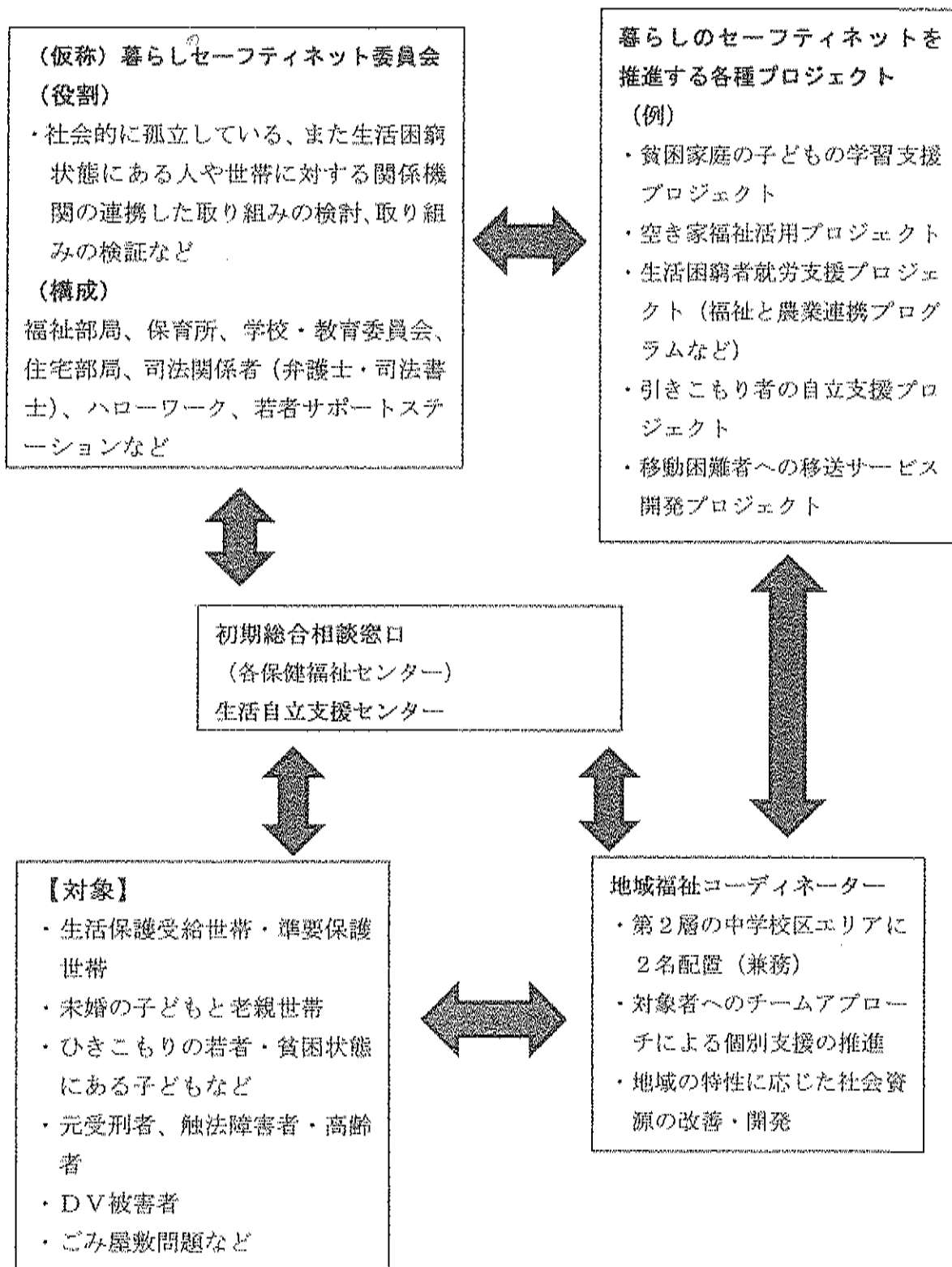
- ・移動困難者への移送サービス開発プロジェクト

(5) 中学校区エリアへの

「(仮称)地域福祉コーディネーター」の配置

- ◇複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者へのチームアプローチによる個別支援の推進と、地域の特性に応じた社会資源の改善・開発を促進するために、第2層の中学校区エリアに、「(仮称)地域福祉コーディネーター」を配置し、コミュニティソーシャルワークを実践する役割を果たせるようにします。
- ◇地域福祉コーディネーターは、例えば、市社会福祉協議会、社会福祉法人等の職員が兼務し、お互いに連携して、各エリアにおける複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者等のニーズの把握、情報の集約、また、チームアプローチによる支援のコーディネートと、地域の特性に応じた各種の社会資源の改善・開発の促進を図ります。
- ◇地域福祉コーディネーターは、市社会福祉協議会、社会福祉法人等において、各種の相談や地域担当について相当年数（例 3 年以上の業務経験）の経験を持つ職員の中で、社会福祉協議会が実施している「コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修」の受講者などから配置することとします。また、地域福祉コーディネーターは、現在、行政において学区・地区に配置されている地区担当職員と連携し、各地域の生活課題に応じた取り組みを推進します。
- ◇地域福祉コーディネーターには、地域の潜在的なニーズの把握や、複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者等へのチームアプローチによる個別支援の推進と、地域の特性に応じた社会資源の改善・開発など、かなり専門的な力量が求められることから、市社会福祉協議会で実施している「コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修」や実践事例検討会などへの参加により、その資質とスキルの向上を図ります。
- ◇地域福祉コーディネーターによる取り組みは、モデル的な学区・地区から実施することとし、それらの取り組みを検証し、順次エリアの拡大を図ります。

〈暮らしのセーフティネット相談・支援体制〉



3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくり

【重点課題】

住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備

- 人口減少・超高齢社会を迎え、高齢者や子育て世帯、また、障害を持つ方などが、地域で安心して暮らせる社会を構築するためには、地域住民が主体的に地域課題と向き合い、解決に取り組む活動が重要です。
- 近年では、認知症、ひきこもりや不登校、ゴミ屋敷や生活困窮者など、支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない人々が増加しています。そのため、支援を要する人々を「見い出す・見守る・支え合う」新しい地域支え合いの仕組みづくりが必要です。こうした活動は、第3・4層の身近な地域で、各地域の特性を活かし推進・拡大していくことが重要です。
- また、住民主体による地域支え合い活動を推進するためには、地域リーダーの存在が重要となります。現在、地域リーダーの高齢化、役割の負担増を背景に後継者不足が課題となっています。そのため、定年退職後の前期高齢者や子育て世帯、また、若者など多様な世代を対象に、新たな地域リーダー人材を発掘し、養成することが求められます。
- これらの活動を推進・拡大するために、行政や市社会福祉協議会、社会福祉などの関係機関、NPO法人、ボランティア団体、各種民間事業所が、連携して支援に関する具体的な方法を相談できる体制を構築し、協働で取り組む必要があります。

【施策の方針】

(1) 地域における住民主体による地域支え合い活動への支援

- ◇急激な人口減少や高齢化に対応するために、地域の特性を活かした地域支え合い活動を展開する住民を支援する、関係機関・団体のネットワーク構築を推進します。

◇住民座談会において、孤独死等の課題を取り上げた話し合いの結果、見守りの仕組みづくりにつながった事例があります。第三学区の「ご近所福祉協力員」、小堅地区の「緊急時安否確認（かぎ預かり事業）」など、個別の生活課題を地域の活動につなげる取り組みが増加してきました。今後、さらに地域に潜在している要援護者を支援する仕組みづくりの活動を積極的に促進します。

(2) コミュニティセンター・地域活動センターエリア単位の 地域福祉推進体制の整備

◇鶴岡地域においては、コミュニティセンターを拠点として進められてきたコミュニティ協議（振興）会・自治振興（自治）会、町内会連絡協議（連合）会、学区・地区社協における地域福祉推進体制を強化します。また、他の地域においても、各地域の実態に即して、地域活動センターやコミュニティセンターなどの機能と連動した地域福祉推進組織の整備・強化を図ります。

(3) 地域支え合い活動「おだがいさまネット活動」の拡充

◇「おだがいさまネット活動」については、第三学区、田川地区及び三瀬地区をモデル地域として取り組みました。その結果、ニーズ把握やネットワーク構築について効果的に進めていく手法が明らかになりつつあります。今後、他地域でも推進・拡充するために、学区・地区社会福祉協議会や自治振興（自治）会等の広域的な地域福祉推進組織を中心に、地域の特徴や強みを活かしながら取り組めるよう支援します。

(4) 「地域支え合いプラン」の普及・拡大

◇今後、鶴岡地域においては、平成 28 年 3 月に策定された「鶴岡市地域コミュニティ推進計画」、平成 28 年度から策定作業が開始される「地域ビジョン（仮称）」に合わせた、学区・地区単位の「地域支え合いプラン」作成の普及・拡大を支援します。

◇すでに第一次プランを策定した藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域においては、各地域のコミュニティ推進計画を踏まえ進捗を支援します。

(5) 市民のボランティア活動の振興と

新たな問題に対応する活動の促進

- ◇市民一人ひとりが、気軽に様々なボランティア活動に参加でき、活動を通じて生きがいを感じ、豊かな福祉観や多様性を認めること等に繋がるボランティア活動の振興を支援します。

- ◇地域課題や新たな福祉的な問題等に対して、公的な支援だけでなく内容によっては住民主体による支え合いやボランティア活動に役割を求める動きもあり、活動の促進やネットワーク構築等を支援します。

4 地域の人づくりと

地域住民・関係団体と行政による協力関係の構築

【重点課題】

地域リーダーの養成・確保と

地域における課題解決のためのパートナーシップの構築

- 地域包括ケアシステムを構成する生活支援サービスの展開や、地域における支え合い活動を推進するためには、地域住民の理解と参加・協力が不可欠です。こうした住民参加型の活動には、地域リーダーの役割が重要となります。前期高齢者である団塊の世代や若者世代など、これまでは地域との関係が薄かった住民の発掘・育成を含め、新たな地域リーダーを育成し、様々な地域活動において人材を確保することが重要な課題となります。
- 高齢者、障害者などの地域自立生活を支援するには、地域住民の参加を得た支え合い活動にあわせ、福祉・介護・子育てなどの複雑・多様なニーズ対応に関わる従事者の確保と育成を一体的に展開することが不可欠であり、そのための条件整備が求められます。
- 今後の少子高齢社会において、支援が必要な人々の目線に立った相談支援に当たる民生委員・児童委員、主任児童委員の役割はますます重要となります。その活動が効果的に展開できるような支援のあり方、担い手の確保が重要な課題となります。
- 地域住民の暮らしの課題は、様々な社会の変化に応じて顕在化し、ますます複雑・多様化しています。そのような生活課題に対応するためには、行政だけの力では十分に解決ができなくなっていることから、行政と住民、そして民間団体との協働・パートナーシップの形成が不可欠になっています。
- これまでも、地域の社会福祉を担ってきた社会福祉法人は、地域福祉を推進する専門拠点として、地域社会に対する公益活動の推進が求められており、社会福祉法人の経営基盤整備への助言・指導と合わせ、地域福祉実践への支援が課題となります。

○行政においても、縦割りの施策だけでは、複雑・多様化している問題に十分に対応できなくなっており、関連する部局の相互連携が重要となっています。このような問題に応じた行政の各部局の連携をなお一層進め、住民と関係団体との適切なパートナーシップを構築し、柔軟で住民の主体性を活かした施策を打ち出すことにより、効果的な問題解決に対応することができると考えられます。

【施策の方針】

(1) 地域の支え合い活動の担い手及び地域リーダーの発掘・育成

◇地域における支え合い活動を推進するため、市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人などと連携して、住民参加型の支え合い活動の担い手を確保し、支え合い活動が機能するように、地域住民の立場で関係団体などをつなぎ、コーディネートする地域リーダーの育成を図ります。

(2) 包括的な相談支援など

新しい福祉サービス提供を担う人材の育成・確保

◇福祉ニーズの複雑化・多様化に対応できる専門性の高い従事者の確保・育成は、その地域社会の福祉サービスの質の向上に大きく寄与することであり、そのためには、福祉分野の横断的な研修の実施が必要です。また、介護福祉士・保育士などの潜在的有資格者の掘り起しや、再就業の促進策を検討する必要があります。さらに、地域包括支援体制を構築するためのコーディネーター人材の配置のあり方を検討します。

(3) 地域における課題を解決するための

住民・関係団体と行政によるパートナーシップの構築

◇複雑・多様化している地域住民の暮らしをめぐる重要な課題に、効果的な対応策を考え推進するため、それらの課題に関連した各部署と、町内会・自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、市社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、医療機関、警察、消防署、商工会議所、青年会議所、NPO法人、ボランティア団体、事業所などの地域関係団体などが広く参加するプロジェクトチームの設立を検討します。

そのプロジェクトは、例えば、以下のようなものが考えられます。

＜プロジェクト参考例＞

- ・「おだがいさまネット活動」推進プロジェクト
- ・病院退院後計画推進プロジェクト
- ・健康増進・介護予防活動推進プロジェクト
- ・地域における子育て支援活動推進プロジェクト
- ・コミュニティビジネス推進プロジェクト

◇これらのプロジェクトチームは、住民の暮らしをめぐるそれぞれの課題に関して、その背景を探り、効果的な対応策を発案し、それらを実行するための手立てを考えます。そして、関係部署、地域住民、関係する団体の役割を明確化し、試行的に実行するとともに、その評価を行います。その評価に基づいて事業の見直しを行い、さらに効果的な課題解決の方策を検討します。

（４）地域公益活動を推進する社会福祉法人への指導・助言

◇社会福祉法人は、永年の福祉事業実践のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、既に開始されている生活困窮者自立支援事業などを通し、地域社会の課題解決に向け、行政や市社会福祉協議会と協働します。

（５）鶴岡パートナーズ制度の活用

◇町内会・自治会、NPO法人、ボランティア団体、地域活動サークルなどの市民活動団体からの提案に基づいて、市民と行政が協働で取り組む鶴岡パートナーズ制度を、地域福祉の分野においても積極的に活用します。

5. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進

【重点課題】

住民主体による健康増進・介護予防活動の推進

- 地域住民の一人ひとりが、乳児期から高齢期までの各ライフステージにおいて「こころとからだ」の健康を維持し、健やかに暮らしていくことが重要です。そのために住民は、「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、食生活や日常生活を見直す必要があります。一方、行政は、地域における健康増進活動の支援体制を確立し、支援していくことが求められます。
- 本市では、「いきいき健康つるおか 21 保健行動計画」に基づき、健康増進や生活習慣病を予防する第一次予防、また、疾病の発症・重症化の予防、高齢者の健康維持、健やかな生活を営むための心身機能の維持・向上を目指した取り組みを推進しています。
- 「保健衛生推進員会」、「食生活改善推進員会」、「スーパー健康づくりサポーター喜楽喜楽」等と連携・協働した取り組みが重要であり、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。介護予防の運動サークルも増加しており、今後、こうした住民主体による健康増進・介護予防活動の推進・拡大を支援します。
- また、急速な増加が予測されている認知症高齢者や若年性認知症者とその家族を、地域全体で支える仕組みづくりが必要です。さらにひきこもり・自殺予防対策が求められており、これらの人々を支援するために一元化した相談窓口の設置が必要です。

【施策の方針】

(1) 住民主体の介護予防活動の推進

- ◇介護予防事業に参加した後は、運動機能等は向上しますが、その後しばらくすると運動機能が低下し、生活も不活発になる高齢者が多いことから、身近な地域で継続して参加できる介護予防の場が必要となります。

◇その対策として、地域出前型の「介護予防講座」を開催し、週1回程度の介護予防活動（体操教室）を、元気高齢者等が主体となって地域で実施できるよう支援します。

◇「介護予防ボランティア養成講座」では、住民主体の介護予防活動の担い手として、地域で運動指導ができる体操ボランティアを養成し、より効果的な介護予防の推進を図ります。

（２）認知症への理解と予防の推進

◇サロンや老人クラブ、町内会・自治会などで、アルツハイマー病や脳血管疾患、認知症などについての講演会、健康相談・健康教室等の健康づくり事業を推進します。また、高齢者の孤立や閉じこもりを予防するために地域サロン等の地域組織の育成に努め、身近な場所で脳トレーニングや身体運動等ができるよう働きかけをします。

◇認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を拡大し、認知症サポーターの養成を担う「認知症キャラバンメイト」の組織化を図ります。「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症専門医（認知症サポート医）の指導を得て訪問等による早期診断・早期対応を進めます。

（３）こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進

◇こころの健康づくりにおける休養・睡眠の重要性、ストレスへの対処方法などの講演会や健康教室などを実施します。また、保健所、障害者相談支援センターなどの相談機関、「山形県立こころの医療センター」などの医療機関と連携して相談支援を行います。

◇自殺予防対策では、普及啓発・個別ケア・支援ネットワークの取り組みを拡大します。地域や職場で悩んでいる人を孤立させないために、ゲートキーパー研修の推進に努めるとともに、ゲートキーパー研修の効果や課題を検証します。

（４）生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進

◇生活習慣病の発症予防・重症化予防・早期発見のため、がん検診・特定健康診査の受診率向上を図ります。また、生活習慣改善のための運動習慣化の推進、

食生活改善、適量飲酒、受動喫煙防止などの取り組みを市民一人ひとりが学習し主体的に行えるよう支援するとともに、社会環境を整備します。

- ◇保健衛生推進員会や食生活改善推進員会などの地域組織や健康なまちづくり推進協議会などの関係団体、ピンクリボンなどのがん撲滅の市民運動等と連携・協働し、コミュニティヘルスのある地域づくりを目指します。

6 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり

【重点課題】

子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実

- 少子高齢化が急激なスピードで進む一方、人口減少が深刻な問題となってきました。そして、少子化を食い止め、次代を担う子どもが健やかに成長し、若者が故郷を愛し、地元に着住するように促進することが求められています。子どもや若者の健やかな成長は、地域社会にとっても、次代の人材を育むという重要な意味を持つものであり、地域全体で応援し、その体制を整える必要があります。
- 本市でも、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターにおいて、近年、育児に関する相談が増加するとともに、子どもへの虐待に関する相談件数も増加傾向にあります。さらに、幼稚園や保育園、学校への不適応、不登校や発達障害など、保護者の子育てに関する相談件数も増加傾向にあります。また、平成24年にわが国では、子どもの貧困率が16.2%、約6人に1人であることが公表され、貧困の連鎖を防ぐことが大きな社会的課題となっています。
- 不登校やひきこもりの長期化によって、社会へ適応する機会を逸してしまい、若年無業者となり、問題が深刻化してしまう事例も少なからずあることが指摘されています。そして、これまで必ずしも十分に光が当たられなかったこれらの問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関や団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かし、発達段階に応じた支援を効果的に行っていくことが求められています。
- このような子育てや若者に関する問題が長期化、深刻化する前の段階で早期に相談ができるよう、保護者への情報提供を行うとともに、関係する機関や団体が連携を強め、相談支援体制を一層強化していく必要があります。
- このような施策の展開にあたっては、子どもや若者の人権を尊重するとともに、子どもや若者の視点に立つことが重要になります。選挙権が20歳から18歳に引き下げられることから、今後、子ども・若者が積極的にまちづくりに参加し、より意見を反映させる機会や場の提供が求められ、それらの意見を活かして子どもや若者がのびのびと活動・表現できる場を提供する必要があります。

す。そして、地域住民が積極的に子どもや若者に関わり、豊かに交流することや子育てをしている家庭や子育てサークルなどを応援することが重要となっています。

- ◇当地域では、若者が進学や就職により、県外に流出する傾向が強いため、Uターン就職など、若者の地元回帰や定着・定住促進を進めて行くことが、人口減少や少子化を防ぐためにも重要となります。市とハローワーク、商工会議所などが連携し、若者が地元就職するための支援体制を強化し、雇用促進を図る必要があります。

【施策の方針】

(1) 子ども・子育てや若者に関する

相談支援体制の拡充と機能の強化

- ◇子どもの貧困問題、若者のひきこもり問題、発達障害のある児童や若者など現に困難を有する子どもや若者に関する問題への対応について、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用、相談機関・団体等が連携し、効果的かつ円滑に実施する支援機能を強化する方策を検討するために、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法にもとづき、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を検討します。そして、関係する公的機関や民間団体との連携による相談支援体制の強化を図ります。

- ◇不登校や子どもの貧困問題への対応、若者のひきこもり問題、発達障害のある児童や若者への対応には、単に相談を待つだけでなく、アウトリーチ（訪問支援）によって問題の顕在化を図ることや、心理・精神面でのケア、長期的な関わり、就労への結びつけなど専門的な対応が求められます。そのためには、スクールソーシャルワーカーや精神保健福祉士、臨床発達心理士など専門性を有する相談支援担当職員の配置を検討するとともに、ユースアドバイザー養成プログラムなどの研修等の実施により、人材の養成及び資質の向上に努めます。

(2) 発達障害支援センター機能の拡充と療育システムの構築

- ◇現在、発達障害支援センター機能については、子ども家庭支援センターなどの機関が担っていますが、発達障害のある児童が成長とともに体験する入学や卒業、就職などそのライフステージに沿った体系的な支援を行う機能につ

いて、相談支援担当職員の専門性や資質の向上を図るとともに、医療機関や教育機関、また、療育センターや児童相談所などの関係機関、関係部局同士が連携する体制を強化します。

- ◇教員や保育者のほか、地域住民や各種の事業者に対する発達障害に関する研修会の開催など、地域社会が発達障害について理解を深める取り組みを行います。

(3) 子ども・若者がまちづくりに参加し、 故郷への愛着を育み、地元への定着を図る取り組み

- ◇選挙権が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、今後、子ども・若者が積極的にまちづくりに参加し、より意見を反映させる機会や場を提供するとともに、子どもや若者の視点も踏まえたまちづくりを推進します。
- ◇子ども・若者が、地域の中で豊かな自然環境や伝統文化にふれる活動、またボランティア活動などに参加しやすい環境を整備します。その活動を通じて、故郷への愛着と住民の一人であるという意識を育てます。
- ◇大学、企業・事業所などとの連携を図り、中学生・高校生・大学生が地域の中で交流する機会や職業体験活動の機会を提供し、子ども・若者が自分の進路・就職などについて意欲を高められるような環境を整備します。

(4) 若者の交流と定住を促進する施策の充実

- ◇過疎地への地域おこし協力隊の受け入れを促進し、その活動を支援するとともに、鶴岡に定住を希望するUターンやIターンの若者が安心して地域生活をする事ができる支援策を検討します。
- ◇これまで、商工会議所や農業団体、事業所などがそれぞれ独自に取り組んでいる、結婚をしていない若者の出会いや交流の場づくりについて、各種団体との連携を強化し充実させるとともに、山形県で実施している「やまがた『婚活』応援事業」の積極的な活用を図ります。

7. 地域で安心して住める権利擁護の支援体制の整備

【重点課題】

地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築と サービスの質の保証

- 高齢化の進行により、独居の認知症高齢者が増加するとともに、知的障害者、精神障害者の親族が高齢化することによって、意思判断能力が不十分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予測されます。
日常生活自立支援事業の支援員や成年後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業や公的保証人制度の整備など、意思判断能力が不十分な方の権利擁護を図るさらなる体制の整備が必要とされます。
- 近年、国内で、各種の社会福祉関係の事業所における虐待事件が発生しています。また、無届け介護ハウスやサービス付き高齢者向け住宅が急激に増加する傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されています。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にありません。
- 行政や各種の民間事業者などの従事者に対して、意思判断能力が不十分な方の人権尊重、権利擁護について、研修の実施や指針の作成、啓発による普及の徹底が必要とされています。また、地域住民には、虐待や権利が侵害された場合の通報や連絡の普及・啓発、また、行政による立ち入り調査の実施など、サービスの質の向上と権利擁護を図る体制づくりが必要とされます。
- 平成28年度から障害者差別解消法が施行されることに伴い、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、研修の実施や指針の作成、啓発による普及などを通して、障害者に対する差別解消の徹底を図る必要があります。法律では、不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、「合理的配慮」の提供を規定しています。公的機関は合理的配慮の提供が義務となり、民間にも合理的配慮の提供が奨励されます。行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する研修の実施や対応要領の作成、啓発による普及などに取り組む必要があります。

【施策の方針】

（１）総合的な権利擁護システムの整備

- ◇日常生活自立支援事業の支援員や成年後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業や公的保証制度の整備、各種サービスへの苦情対応、事業者への立ち入り調査、行政指導など、各種サービスの利用者、意思判断能力が不十分な方に対する権利を擁護する一本化した窓口の整備を図ります。

（２）サービス評価と苦情対応システムの整備

- ◇各種社会福祉施設やサービスについて、利用者の満足度調査などの社会福祉事業者のサービス評価、また、利用者等による苦情対応のシステムのあり方を検討し、その整備を図ります。
- ◇介護保険事業、社会福祉事業について、国や山形県の動向を含め、第三者評価事業のあり方を検討します。

（３）行政や各種の民間事業者などの従事者に対する 権利擁護に関する啓発による普及の拡充

- ◇行政や各種の民間事業者などの従事者に対して、意思判断能力が不十分な方の人権尊重、権利擁護について、研修の実施や対応要領の作成、啓発による普及による徹底を図ります。

（４）障害者差別解消への取り組み

- ◇平成28年度から障害者差別解消法が施行されることに伴い、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する研修の実施や対応要領の作成、啓発による普及などを図ります。そして、不当な差別的取り扱いを無くすことや「合理的配慮」の提供に取り組みます。
- ◇広く市民にも障害者差別解消法の意義を理解してもらい、障害者だけでなく地域における差別解消の取り組みを広げるための研修を実施します。

8. 地域資源を活かした地域の活性化に向けた施策の展開

【重点課題】

地域の活性化に結びつけた施策の展開

- わが国の経済は、一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いており、早期に地方経済にも波及することが期待される状況にあります。本市においても、「鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、人口減少と地域経済縮小の克服に取り組んでいます。地元企業の振興策や商店街の活性化、中山間地域や市中心市街地などの人口減少や高齢化、地域社会の持続可能性などが重要な課題となっています。
- また、雇用情勢についても緩やかな改善傾向にありますが、若者の県外流出や正社員求人が少ないなどの課題も抱えており、勤労者の安定した雇用の確保や産学振興等による雇用の創出などが求められます。
- 今後、高齢者の増加などを見込んだユニバーサルデザインなどの考えによる商品の開発や商店街のバリアフリー化、さまざまな地域資源を活かした施策の展開が求められます。また、新たな事業体として、NPO法人や民間事業所などによる児童、障害者、高齢者などへのサービスをコミュニティビジネスとして開発する振興策が求められます。
- また、本市には慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学大学院など多くの高等教育・研究機関が集積しており、これらの研究成果をふまえた、既存産業の活性化や新たなベンチャービジネスの創出などによる地域の活性化が期待されています。

【施策の方針】

(1)福祉の視点に立った地域産業やコミュニティビジネスの振興

- ◇市街地の空洞化などに対して、商店街や商工会議所、商工会、高齢者や障害者団体などの協力を得て、空店舗を利用した「ふれあいサロン」や「障害者ショップ」など福祉の視点に立った地域産業の有効な振興策について検討します。

- ◇ユニバーサルデザインによる商品開発や、高齢者・障害者への移送サービス、配食・宅配サービス、宅老所など、さまざま地域資源を活かしたコミュニティビジネスの開発を支援します。

(2) 過疎地域における集落活動などへの支援

- ◇過疎地域の高齢者などへの支援として、地域医療の確保、交通対策、各種生活支援サービスの整備を図ります。
- ◇人口減少や高齢化が進んだ集落の維持・再生に向け、「小さな拠点」づくりに取り組み、集落支援員を配置して、集落の巡回や現状把握を行うほか、集落ビジョン策定を支援するとともに、集落振興策を推進します。

(3) 雇用対策の推進

- ◇安定した雇用環境を構築するため、中高年齢者の雇用機会の確保や、非正規雇用から正規雇用への転換促進並びに学卒者の円滑な就職などが図られるよう関係機関と連携して取り組むとともに、地元出身学生をはじめとする県外在住者が地元企業に就職しやすい環境を整えます。
- ◇ハローワーク等の関係機関と連携しながら、高校生等の地元就職・地元定着を促進していくとともに、未就職の新規学卒者などに対するきめ細やかな就職支援を行います。

(4) 高等教育・研究機関の研究成果の活用

- ◇慶応義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学大学院などにおける研究成果をもとに、食品、健康、医療など幅広い分野に関するプロジェクトの推進や、関連するベンチャービジネスの創出と成長支援により、産業の振興、雇用の拡大を図ります。

9. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり

【重点課題】

地域住民の主体的な防災・防犯への取り組み

- 地域住民が安心して住めるまちになるためには、日頃から災害や犯罪に備えたまちづくりが求められます。隣近所の日常的な声かけや支え合いなどの取り組みが、地域住民のネットワーク構築となり、防災・防犯につながっていきます。
- 近年、風雨、波浪、地震、噴火など自然災害が多く生じています。そのため、私たちはいつ起きるかわからない災害に対して「自分の身は自分で守る」という意識が必要です。一方、行政は、災害への備えとして地域住民が主体的にかつ、迅速に行動することができる情報を提供する必要があります。例えば、避難場所のイラストや避難ルートを記したパンフレットの作成・配布など、地域住民の主体的な防災への取り組みに対する意識啓発に努めることが重要です。
- 災害発生時には、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要になっています。そのため、行政と消防団、自主防災組織、自治会・町内会、事業所や商店などとの協働による防災体制が求められます。日頃からの関わりを持ち、情報を共有し、ネットワークを構築することが重要です。また、自主防災組織の取り組みは、リーダーの見識や熱意に影響を受けるため、リーダーとなる人材の発掘と養成が課題となります。
- また、避難行動要支援者は自ら迅速に避難することが困難です。そのため、避難行動要支援者個別支援計画の作成を推進し、情報の伝達方法や避難誘導などを当事者と支援者が共有できるよう支援することが必要です。
- 防犯については、振り込め詐欺、消費者被害など高齢者を対象とした犯罪が多く見られます。そのため、振り込め詐欺の出前講座などを開催し、高齢者自身の意識啓発が重要です。また、住民の主体的な見守り活動によって未然に防ぐこともできます。一方、高齢者には、子どもの見守り活動・パトロールなどを推進し、防犯や少年非行防止に寄与する重要な役割があります。

【施策の方針】

(1) 避難行動要支援者個別支援計画の作成

- ◇災害時に必要な正確な情報を迅速に把握し、自ら避難所に向かうことができずに支援を必要とする人々は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、居住歴の浅い人など多様です。そのため、避難行動要支援者の安全確保を図るには、行政は地域住民や関係機関と連携し、避難行動要支援者個別支援計画の作成を推進する必要があります。個別支援計画では、地域の特性を活かした避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等の具体的な事項を定め、支援者によるスムーズな避難活動を目指します。
- ◇また、避難行動要支援者名簿の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律や鶴岡市個人情報保護条例に留意しながら、関係機関との情報共有を図るため、事例を紹介したパンフレット等を作成するなど、具体的な取り扱いについて支援します。

(2) 地域防災力の確保と防犯体制の推進への取り組み

- ◇自主防災組織の災害対応力を高めるため、自主防災組織指導者講習会等や防災講演会などの研修を実施するとともに、防災訓練においては、実施地域との打合せを密にし、災害時に実際に役立つ訓練と多くの住民が参加していただける企画に努めていきます。
- ◇地区住民と各関係機関とが災害危険区域の現地調査を毎年実施することで、地元住民の災害に対する理解の醸成と意識啓発を図るとともに関係機関における情報共有を進めることで、災害による被害の未然防止や軽減を図ります。
- ◇鶴岡市防犯協会では「非行と犯罪のない明るいまちづくり」に向け、市民、事業者及び関係機関、団体と連携し地域に根差した活動を行いながら、犯罪の未然防止に努めます。
特に高齢者を狙った特殊詐欺による被害が相次いでおり、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう警察等との連携強化を図りながら、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進します。

第3章 鶴岡市における地域福祉をめぐる現状

1. 鶴岡市の統計概要

(1) 鶴岡市の人口と世帯数

- ① 鶴岡市の人口・世帯数
- ② 鶴岡市の年齢別人口の推移
- ③ 海岸地域・中山間地域における人口・世帯数

(2) 高齢者に対する統計

- ① ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯数の推移
- ② 地域包括支援センターの相談件数
- ③ 養護者による高齢者虐待件数
- ④ 介護保険被保険者数及び要介護（要支援）認定者数
- ⑤ 介護サービス利用者数
- ⑥ 介護保険給付費の推移
- ⑦ 地域支援事業費の推移

(3) 障害者に関する統計

- ① 身体障害者手帳交付台帳登録数
- ② 療育手帳の所持者数
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数
- ④ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数
- ⑤ 障害者相談支援事業の状況

(4) 子育てに関する統計

- ① 出生・合計特殊出生率の推移
- ② 子ども家庭支援センター相談延件数
- ③ 経路別児童相談件数（実件数）
- ④ 子ども家庭支援センター種別毎の相談件数
- ⑤ 学年別不登校児童・生徒数
- ⑥ 不登校児童・生徒の状況
- ⑦ 婚姻数・離婚数
- ⑧ 女性の就業率

(5) 健康に関する統計

- ・ 主な死亡原因の推移

(6) 民生委員・児童委員に関する統計

- ・ 民生委員・児童委員の配置

- (7) 生活保護に関する統計
 - ① 生活保護率の推移
 - ② 被保護世帯の世帯類型
- (8) 権利擁護に関する統計
 - ① 成年後見制度の市長申立て件数
 - ② 日常生活自立支援事業の利用状況
- (9) 就業に関する統計
 - ・ 産業別就業者数
- (10) 空き家・空き店舗に関する統計
 - ① 平成25年度 居住世帯の有無建物数
 - ② 鶴岡市中心商店街の空き店舗数推移
- (11) 防災・防犯に関する統計
 - ① 鶴岡市消防本部管内におけるり災世帯とり災人員の推移
 - ② 鶴岡市消防団員数
 - ③ 鶴岡市の自主防災組織
 - ④ 刑法犯認知件数と犯罪率
 - ⑤ 該当犯罪等認知件数

2. 住民座談会・各種アンケートのまとめ

3. 用語説明

鶴岡市地域福祉活動計画

おだがいさまのまちづくり計画 2015

(案)

目 次

第1章 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の策定にあたって

1. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」策定の背景
2. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の位置づけと性格
3. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本理念
4. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本的な視点
5. 計画期間
6. 計画の進行管理
7. 計画の体系

第2章 5層のエリアによる福祉コミュニティの構築

第3章 重点課題とこれからの取り組み

- 【重点課題1】 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実
- 【重点課題2】 地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進
- 【重点課題3】 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進
- 【重点課題4】 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発
- 【重点課題5】 ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進
- 【重点課題6】 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進
- 【重点課題7】 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備
- 【重点課題8】 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

第4章 鶴岡市における地域福祉活動をめぐる現状

第1章 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の策定にあたって

1. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」策定の背景

○わが国は、少子高齢化が一段と進んでおり、2025年には高齢化率が、全国平均で30%を超えることが予測され、また、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となることによって、介護問題がより深刻化することが予測されています。また、特に地方では、人口減少が進むことによって、医療、介護、交通、空き家問題、耕作放棄地などの生活基盤をめぐる様々な問題がすでに顕在化してきています。

○鶴岡市においても、平成26年度には、高齢化率は30.4%と30%を超え、平成27年3月末現在で31.3%と超高齢化が進んでいます。合併後10年を経っていますが、特に周辺郊外地においては、少子高齢化や過疎化が急速に進んでおり、また中心市街地においても少子高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が急速に増加している地域があります。

○このような超高齢化や過疎化の進展、社会経済の大きな変化にともない、地域社会で孤立する人、一つの分野では解決が困難な問題が増加するなど、地域における包括的な支援体制づくりがますます重要となってきました。

○鶴岡市社会福祉協議会（以下、「鶴岡市社協」という。）では、平成17年10月の法人合併後5年を経た平成23年5月には、鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2010」を策定し公表しています。そして今日まで、鶴岡市における各地域の特性を踏まえながら、各福祉センター（旧市町村）エリアにおける地域福祉推進プランを作成し、小地域の福祉活動を支援する鶴岡市社協の姿勢を「おだがいさまのまちづくり」として表し、今日まで福祉コミュニティづくりを進めるための事業を推進してきました。

○本計画の策定にあたっては、行政とともに、平成27年11月から12月にかけて、先駆的な地域福祉活動を実践している町内会や学区、また市街地の大規模町内会や山間部の自治振興会など地域的に特徴のある地区での座談会を開催するとともに、青年会議所へのヒアリング、また関係機関・団体へのヒアリングを実施しました。また、平成27年10月から12月にかけて、町内会・自治会、自治振興会の会長、民生委員・児童委員への地域の福祉の課題や今後のあり方等についてのアンケート調査、児童扶養手当の受給者への子育てに関するアンケート調査、鶴岡市社協ホームヘルパーへの在宅介護やホームヘルパーの人材確保などについてアンケート調査を実施しました。

○本計画は、このような住民座談会で寄せられた地域住民の声やアンケート結果を踏まえ、鶴岡市における各地域の特性を活かし、今後の地域社会の変化に対応した地域福祉のあり方を示している鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」を補完し、住民主体による支えあい活動の推進や地域住民が安心して暮らせるように、ワンストップの相談支援の仕組みづくりやサービス提供のあり方などについて、民間の立場から検討したものです。

2. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の位置づけと性格

○平成15年4月から施行された社会福祉法第9条には、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、第一に、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、第二に、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、第三に、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、第四に、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施することが規定されています。

○また、社会福祉法第107条に地域福祉推進の理念を実現するため、市町村地域福祉計画の策定が明文化されていますが、鶴岡市においては、地域福祉の理念から住民の暮らしをめぐる地域社会の変化に対応する地域福祉計画として「つるおか地域福祉プラン2015」を策定しています。

○そこでは、「安心すこやか 福祉でまちづくり」という基本理念を掲げ、児童・障がい・高齢別に策定されている社会福祉分野の計画を内包し、地域福祉の視点から横断的に捉え、施策の方針を示しています。また、新たな地域住民の生活課題に対応し、福祉の向上のため、社会福祉分野以外の計画・施策との有機的な連携を図るものです。

○この「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」との関係は、次項の図のとおりであり、「おだがいさまのまちづくり計画2015」は、鶴岡市の地域福祉に関連する今後の施策との整合性について十分に検討し、連動するものとして、民間の立場からできることを積極的に展開する内容について検討したものとなっています。

○また、その実行に際しては、関係する行政部局や地域関係団体、社会福祉関係機関が相互に連携してその推進にあたるよう努めます。

「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」の関係

作成中

「おだがいさまのまちづくり計画2015」と「つるおか地域福祉プラン2015」の概要

	おだがいさまのまちづくり計画 2015	つるおか地域福祉プラン 2015
作成主体	鶴岡市社会福祉協議会	鶴 岡 市
基本理念	おだがいさまのまちづくり	安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡
重点課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実 2. 地域で安心して暮していける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進 3. 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進 4. 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発 5. ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進 6. 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進 7. 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備 8. 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアの推進体制の整備と構築 2. ワンストップの初期相談支援、生活困窮に関する問題への連携した取り組み体制の整備 3. 住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備 4. 地域リーダーの養成・確保と地域における課題解決のためのパートナーシップの構築 5. 住民主体による健康増進・介護予防活動の推進 6. 子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の充実 7. 地域で安心して暮らせる権利擁護システムの構築とサービスの質の保証 8. 地域の活性化に結びつけた施策の展開 9. 地域住民の主体的な防災・防犯への取り組み

3. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本理念

今日まで、それぞれの歴史と地域特性から住民と歩んできた様々な地域福祉活動を大切に考え、個々の人権を尊重しながら、行政並びに関係団体と協働し、あらゆる社会資源をつなぎ、お互いに支え合う安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本理念を次のものとします。

《基本理念》 おだがいさまのまちづくり

4. 「おだがいさまのまちづくり計画2015」の基本的な視点

おだがいさまのまち・鶴岡の実現をめざして、次の4つの基本的な視点に立って、住民主体の地域福祉の推進に努めます。

《基本的な視点》

1. 住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築
2. 公・民協働における誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり
3. 「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成
4. 市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営

5. 計画期間

この「おだがいさまのまちづくり計画2015」に関する内容の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

6. 計画の進行管理

この「おだがいさまのまちづくり計画2015」は、毎年、鶴岡市社協において、担当部署における実施事業の点検と評価を行い、理事検討班（法人運営・地域福祉・事業経営）での検証を踏まえ、行政の関係部局や関係団体との連携のもと、有識者による助言指導を仰ぎながら、その進行管理にあたります。

また、その進行状況について、行政と連携して計画の中間年に点検するものとします。

7. 計画の体系

重点課題

基本的な視点

基本理念

おたがらみんなの暮らし

1. 住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築

2. 公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていけるまちづくり

3. 「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成

4. 市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営

1. 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実

2. 地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進

3. 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進

4. 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発

5. ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進

6. 福祉教育の推進と子供・若者の社会参加の促進

7. 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

8. 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

これからの取組み

- ①広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備
- ②おだかいさまネット活動の推進
- ③「(仮称)見守り座談会」の推進
- ④地域支え合いプランの作成・進行管理

- ①各相談支援窓口などが新たなニーズ把握と行政への働きかけを行いやすいシステムづくり
- ②介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実
- ③地域の課題に応じた新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備

- ①ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化
- ②地域生活自立支援センターの相談支援機能の拡充と「暮らしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進
- ③コミュニティソーシャルワーク実践のための体制整備・強化

- ①住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成
- ②民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携
- ③市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進
- ④社会福祉法人の地域公益活動への支援と協働活動体制の整備

- ①福祉施設やNPO団体などと連携した、人材育成とボランティア活動の支援機能の充実
- ②地域のニーズに対応したボランティア活動の促進
- ③社会的に孤立している人などへの社会参加の場づくりの促進・拡大
- ④災害ボランティアセンター設置・運営に関する事業の充実と、企業、事業所、団体などとのネットワーク構築

- ①ボランティア体験学習プログラムの充実
- ②学校における福祉学習の推進
- ③社会人などに向けた福祉教育及びボランティア体験学習の推進
- ④中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供

- ①権利擁護についての総合的な支援機関「(仮称)つるおか権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実
- ②成年後見制度利用支援の拡充
- ③虐待防止や虐待防止ネットワーク機能の充実
- ④障がい者の差別解消への啓発推進

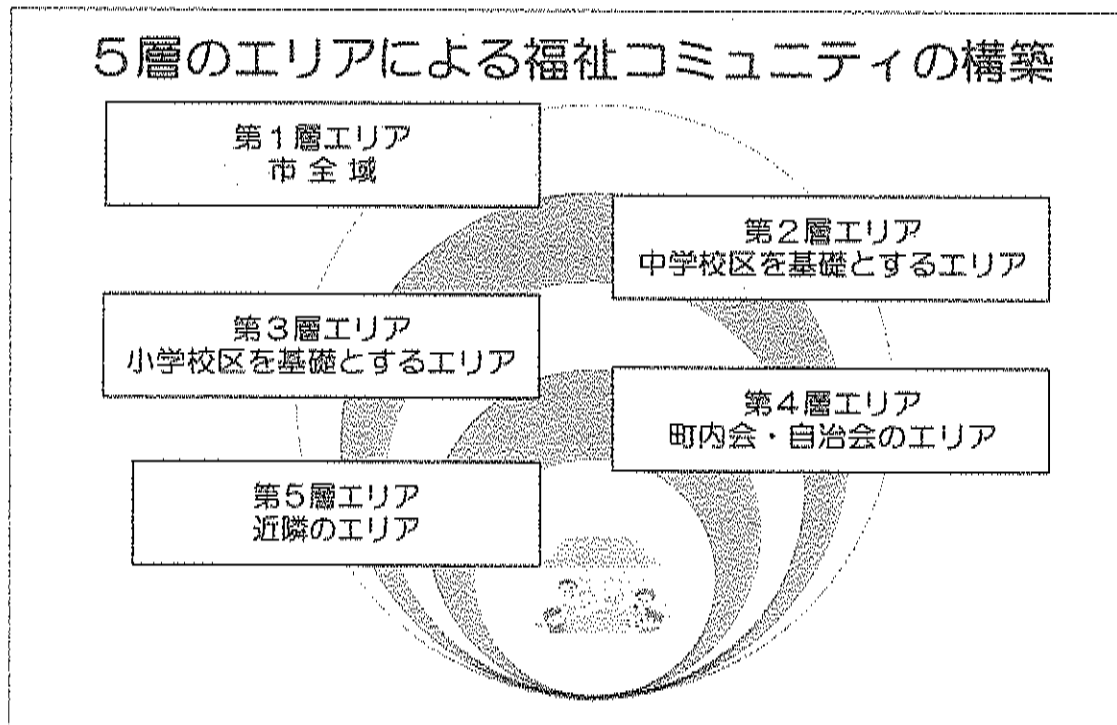
- ①鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施
- ②新たな資金調達による自主財源の確保
- ③社会のニーズに即した研修などによる職員の高質向上と住民の福祉活動への支援体制の整備
- ④苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築

第2章 5層のエリアによる福祉コミュニティの構築

鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」における 5層のエリア設定に基づく福祉コミュニティづくりの推進について

今後、増加することが予測されるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者のいる世帯、老々介護世帯などに対する声かけ・見守り、また子育て世帯の子育て不安の解消や孤立化の防止、障がい児・者が地域で安心して暮らすために地域福祉を推進するエリアとして、近隣などを含めた小地域における福祉コミュニティづくりを重視する必要性から、5年前に策定された「つるおか地域福祉プラン2010」から、次のような5層エリアによる福祉コミュニティの構築を提唱しています。

＜イメージ図＞



※このイメージ図は「つるおか地域福祉プラン2015」において構想されている5層のエリアによる福祉コミュニティの考え方に基づいて「おだがいさまのまちづくり計画2015」用に編集したものです。

第1層 市全域のエリア

(主たる機関・団体)

総合保健福祉センター

(保健センター、子ども家庭支援センター、障害者相談支援センター)、生活自立支援センター、(仮称)権利擁護センター、児童相談所、市関係部局、市社会福祉協議会、その他の民間機関・団体など

(主たる機能)

- * 市全体の連絡・調整、企画、運営管理、評価など
- * 市全体の地域包括ケア体制の整備
- * 市全体の暮らしのセーフティネットの相談支援体制の整備
- * 市全体のプロジェクトの推進、進行管理
- * 住民全体の福祉コミュニティづくりへの支援・条件整備など
- * より専門的な相談支援と関係者への指導・助言

第2層 中学校区を基礎としたエリア

(主たる機関・団体)

(地域保健福祉センター(下記の機能を含む))

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 地域子ども家庭支援センター
- ・ 地域障害児・者相談支援センター
- ・ 市社会福祉協議会福祉センター

(主たる機能)

- * 子育て、障害児・者、高齢者や生活困窮などに関するワンストップの初期相談・支援
- * 各種サービス提供に関する相談・支援
- * 困難事例や権利擁護に関する相談・支援
- * 健康づくり、介護予防活動の拠点機能
- * 地域に応じた各種地域福祉プロジェクトの推進
- * 各関係機関・団体との連携・協力の推進

第3層 小学校区を基礎としたエリア

(主たる機関・団体)

学区・地区社会福祉協議会、コミュニティセンター・地域活動センター、公民館、町内会・自治会連合会、各種住民団体

(主たる機能)

- * 住民諸団体の連携による地域福祉活動
- * 町内会・自治会などによるモデル的な地域福祉活動への支援
- * 生涯学習事業と連携した啓発・学習活動

モデル的な地域福祉活動の例

- ・ひとり暮らし高齢者・要支援高齢者への「おだがいさまネット」による見守り・生活支援サービスの仕組みづくり
- ・認知症カフェの実施や運営協力
- ・子育てサロンや障害児・者サロンの実施
- ・過疎地における小さな拠点事業の企画や実施
- ・異世代交流活動の実施

第4層 町内会・自治会のエリア

(主たる機関・団体)

町内会・自治会など各種住民団体、自治公民館

(主たる機能)

- * 町内会・自治会単位の住民主体の地域福祉活動の展開
- * 町内会・自治会単位の福祉委員会・部会などの設置
- * モデル的な地域福祉活動の推進

モデル的な地域福祉活動の例

- ・ひとり暮らし高齢者などへの「おだがいさまネット」による見守り活動
- ・自治公民館・集会所などでの住民主体の介護予防、健康づくり活動
- ・日中孤立しがちな高齢者などへのお茶のみサロンの実施
- ・子どもの安全・見守り活動
- ・住民座談会の実施
- ・啓発・学習活動

第5層 近隣のエリア

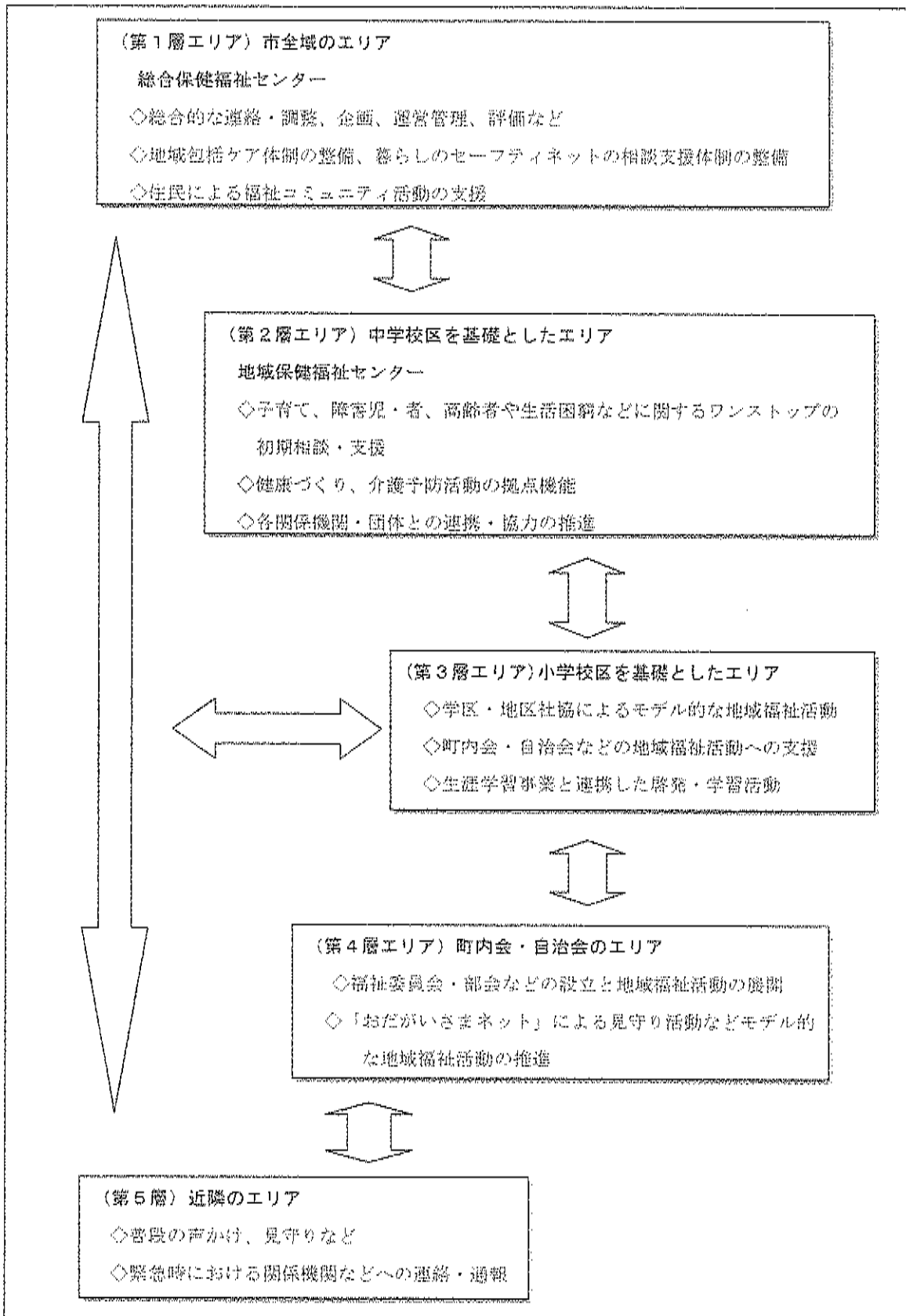
(主たる機関・団体)

班・隣組、近隣、各種会員

(主たる機能)

- * 支援が必要な人・家族への声かけ・見守り
- * 緊急急時における関係機関などへの連絡・通報

鶴岡市における5層のエリアによる福祉コミュニティの構築



第3章 重点課題とこれからの取り組み

- 【重点課題1】 地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実
- 【重点課題2】 地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進
- 【重点課題3】 住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進
- 【重点課題4】 地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発
- 【重点課題5】 ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進
- 【重点課題6】 福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進
- 【重点課題7】 権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備
- 【重点課題8】 地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

【重点課題1】

地域福祉推進体制の整備と住民主体による見守り・支え合い活動の充実

<現状と課題>

- 人口減少・超高齢社会の到来を迎え、地域における支え合い意識の希薄化、住民リーダーの高齢化による担い手の確保などが懸念されます。また、近年、「新たな社会問題・地域福祉の課題」である認知症、引きこもりや不登校、ゴミ屋敷や生活困窮者など、支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない人々が増加しています。
- 近年、風雨、波浪、地震、噴火などの自然災害が全国各地で生じており、東北一の面積を有する鶴岡市においても、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害が高い割合で発生することが想定されることから、地域に暮らす災害弱者の実態把握や援護活動を日頃から考慮しておくことが必要とされます。
- そのような現状の中で、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、支援を必要とする人々を見出し「見守る・支え合う」住民主体の仕組みをより一層充実させ、ネットワーク構築を拡大することが求められています。
- 鶴岡市社協では、旧地域福祉活動計画の重点事業「おだがいさまネット活動」の実現化を図るため、三瀬地区、田川地区、第三学区をモデル地区に指定し、見守り・支え合いの個別的なネットワーク構築などの様々な取り組みを試行してきました。その結果、三瀬・田川地区では地区内の各種団体・事業所等と連携して見守りのネットワークを構築・可視化する「おだがいさま見守りネット」、第三学区では日常生活で困りごとを抱えている人を対象とした住民型の生活支援サービス「おだがいさま支え合いネット」が始まっています。
- 今後、市内全域にこのような仕組みを広げていくためには、第3層の小学校区エリアにおいて、住民組織や行政、市社協、社会福祉などの関係機関、NPO法人・ボランティア団体、各種民間事業所など、地域福祉に関わる様々なマンパワーを結集し、単位自治組織（町内会・住民会等）の見守り・支え合い活動を補完する機能を持つ広域的な地域福祉推進組織の存在がますます重要になってきます。
- また、地域福祉推進体制の整備だけでなく、地域に暮らすより多くの住民や関連団体が、支援を要する人々の具体的な生活課題を把握し、「自分たちのまちの福祉は、自分たちで創る」まちづくりを進めていく意識を醸成することも必要です。

＜これからの取り組み＞

①広域コミュニティ組織単位の地域福祉推進体制の整備

◇鶴岡地域においては、コミュニティセンターを拠点として進められてきたコミュニティ協議（振興）会・自治振興（自治）会、町内会連絡協議（連合）会、学区・地区社協のそれぞれの活動を整理するとともに、必要に応じて機能分担を図り、21学区・地区ごとの地域福祉推進体制をさらに強化します。

◇藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域においては、それぞれの住民組織や関係団体代表者等との協議を踏まえ、広域的な地域福祉推進組織を明確化します。

②おだがいさまネット活動の推進

◇鶴岡市社協が実施した「おだがいさまネット活動」モデル事業の成果をふまえ、活動内容を「見守り」と「支え合い（生活支援）」に類型化し、学区・地区社協や自治振興（自治）会等の広域的な地域福祉推進組織を中心に、地域の特徴や強みから、より取り組みやすい分野でネットワークづくりが進められるように支援します。

③「（仮称）見守り座談会」の推進

◇単位自治組織（町内会・住民会等）やサークル、お茶のみサロンなど、できるだけ身近な区域で住民座談会が開催されるよう支援します。とくに、見守り活動の実施状況や新たに見守りが必要な世帯への対応方法などを話し合う「（仮称）見守り座談会」の普及・推進を図ります。

④地域支え合いプランの作成・進行管理

◇鶴岡地域においては、平成28年3月に策定された「鶴岡市地域コミュニティ推進計画」、平成28年度から策定作業が開始される「（仮称）地域ビジョン」との整合性を図りながら学区・地区単位の「地域支え合いプラン」の作成を進めます。

◇また、すでに第一次プランを策定した藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域においても地域コミュニティ推進計画等を踏まえながら、住民組織や各種団体、関係機関代表者等とともにその実現に取り組み、進行状況を定期的に点検・検証します。

【重点課題2】

地域で安心して暮らしていける個人・家族への支援と地域包括ケアの促進

〈現状と課題〉

- 鶴岡市においては、平成23年3月末日時点で高齢化率が、28.4%であったものが、平成27年3月末日時点では、31.3%となっており、近年高齢化がさらに進展しています。介護保険制度における65歳以上人口における要介護認定率も20.9%とかなり高くなっています。
- 平成26年度「医療・介護総合支援法」が制定され、今後医療制度が、これまでの急性期医療重視から慢性期医療重視に転換され、病院からの早期退院が増加することが予測されるとともに、障がい者の施設からの地域移行を進めるためにも、要介護高齢者や障がい者が地域で安心して暮らしていける地域包括ケア体制を整備・充実させていく必要があります。
- これからのさらなる高齢化の進展を踏まえ、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス・福祉などを横断的に、効果的に提供し、可能な限り、これまで住んでいた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」を開発し、その普及を図るためには、行政に横断的な推進の仕組みと組織が整備されるとともに、民間事業者と連携した取り組みが推進される必要があります。
- 要介護者や障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、入院(所)、退院(所)、在宅復帰を通して切れ目のないサービスを提供していくことが求められます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加などを踏まえ、様々な生活支援や介護予防活動、生きがい創出のための社会参加の促進など、利用者や家族の個別ニーズに即した支援を行っていく必要があります。

〈これからの取り組み〉

- ① 各相談支援窓口などが新たなニーズ把握と行政への働きかけを行いやすい

システムづくり

- ◇住み慣れた地域での在宅生活を続けるために、鶴岡市社協の各相談支援窓口や既存の事業・サービスを実施する中で、新たなニーズを民間の立場で柔軟に把握でき、内容によっ

ては迅速に行政に働きかけるためのシステムづくりを検討するとともに、職員の情報共有・連携、スキルアップに繋がる研修会などを実施します。

② 介護者や障がい児・者などの当事者や当事者団体への支援の充実

◇要介護高齢者の介護者、今後増加が予測される認知症高齢者の介護者、障がい児・者団体の自主的な活動を支援するとともに、行政や関係する専門機関・施設などが協働し、活動上の悩みや課題についての聴き取りを行い、その課題解決に向けた支援策の充実を図ります。

③ 地域の課題に応じた新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備

◇地域における住民座談会やおだがいさまネット活動、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどが開催している個別支援会議で集積された生活課題を、コミュニティセンター、地域活動センターエリアなどの日常生活圏域で、住民組織や各種団体、関係機関等と共通認識するとともに、必要に応じて新たなサービスや社会資源を開発する支援体制の整備を図ります。

【重点課題3】

住民に身近で利用しやすい相談支援の充実と地域におけるセーフティネット構築の推進

〈現状と課題〉

- 現在、鶴岡市全域に5層のエリアを設定し、各エリアの特徴を活かした住民主体による福祉コミュニティづくりを支援する重層的な体制づくりを進められています。特に第2層エリアの中学校区において、保健福祉サービスエリアとして設定し、ワンストップで相談・支援に当たる保健福祉センターが、現在、温海、羽黒、朝日地域エリアに設置されており、「つるおか地域福祉プラン2015」では、さらにその設置を促進することとしています。
- 平成27年度から設置された生活困窮者自立支援事業による「鶴岡地域生活自立支援センター」の相談の対象世帯の傾向として、男性は単身者、女性が母子世帯の傾向が多く、予防的な取り組みや就労支援による自立支援、引きこもり問題や発達障害者への対応など専門的な知識や技術の必要性が指摘されています。
- 「つるおか福祉プラン2015」では、子どもや若者の貧困や引きこもり、ごみ屋敷問題、未婚の子どもと老親世帯の共倒れ危機など生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、「(仮称)暮らしのセーフティネット相談・支援体制」の整備を図ることとしています。
- そして、複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者へのチームアプローチによる個別支援の推進と地域の特性に応じた社会資源の開発を促進するために、地域ケア推進などこれまでの取組を踏まえ、鶴岡市の地域特性にあったコミュニティ・ソーシャルワークを充実するため、関係機関の連携や相談支援機能の強化を図る必要があります。

〈これからの取り組み〉

① ワンストップによる総合的な相談支援機能の強化

- ◇児童、障がい児・者、高齢者、その他の多様な支援を必要とする方への相談支援など、地域住民に身近なところで、ワンストップで対応する総合的な相談支援機能を強化するために、民間の立場から推進を図ります。

◇子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センターにおける職員の地域担当制や関係機関などと個別ケア会議の開催などを通して、効果的な支援を行うための取り組みを図ります。

② 地域生活自立支援センターの相談支援機能の拡充と「暮らしのセーフティネット」を構築するプロジェクトの推進

◇2015年から開設された「鶴岡地域生活自立支援センター」における自立相談支援事業の成果と課題を検証し、生活困窮者の自立に向けた効果的な支援方法のあり方について検証し、その相談支援機能の拡充を図ります。

◇複合的な問題をかかえた世帯や生活困窮者の暮らしのセーフティネットを構築するために、行政や民間の関係機関・団体の関係者による各種プロジェクトの発足に、民間の立場から積極的に協力し、地域の特性に応じた新たな地域資源の開発を図ります。

(プロジェクト例)

- ・ 貧困家庭の子どもの学習支援プロジェクト
- ・ 空き家福祉活用プロジェクト（お茶のみサロン、生活寮など）
- ・ 生活困窮者就労支援プロジェクト（福祉と農業連携プロジェクト）
- ・ 移動困難者の移送サービス開発プロジェクト

③ コミュニティソーシャルワーク実践のための体制整備・強化

◇市地域福祉計画に盛り込まれている「(仮称)地域福祉コーディネーター」は、今後予想される様々な地域課題・生活課題に対応する上で重要であり、配置を目指します。当面は、現在鶴岡市内全域の第2層または第3層エリアごとの高齢者分野で取り組まれて成果をあげている「地域ケア推進担当者（地域包括支援センター、市保健師、市社協地域福祉担当等）」を中心とした推進体制と、生活困窮者・子育て支援、さらに地域担当制を導入している障害者相談支援センター・コミュニティ推進・防災部局など、行政や関係機関との連携を強化し、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに充実させる体制整備・強化を図ります。

◇特に、「鶴岡地域生活自立支援センター（くらしス）」に寄せられる生活困窮、ひきこもり等々の様々な相談に対して、多くの機関、団体、事業所、地域住民等が連携して解決のために取り組んでいく環境整備も行っています。

◇また、この取組を効果的に機能させるために、鶴岡市・鶴岡市社協共催によるコミュニティ・ソーシャルワーク実践に関する養成研修や実践事例検討会などを通じて、関係する職員の理解を深め、コミュニティソーシャルワーク実践のための意識と技術の向上を目指します。

【重点課題4】

地域の福祉活動を進める人材の発掘と育成、福祉意識の啓発

<現状と課題>

- 今後、鶴岡市において急速に加速する少子高齢社会の状況から、住民が主体的に取り組む地域福祉活動をより活性化させていく必要があります。そのためには、地域に愛着を持ち堅実に活動を行う実践型の地域福祉リーダーや、地域住民や関係団体等をつなぎ、住民主体の仕組みづくりを行う企画調整型の地域福祉リーダーを養成する必要があります。
- 行政の社会教育部門やコミュニティ推進部門、コミュニティセンターとの連携を図りながら、地域福祉活動と生涯学習活動、まちづくり活動との協働のあり方について検討する必要があります。
- 市内の企業・商工関係、各種協同組合などの事業所の地域福祉への理解と参加を高め、それぞれの組織が持つ資源を課題解決に寄与する働きかけを積極的に行う必要があります。
- これまでも住民の立場に立って地域の福祉活動に深くかかわってきた民生委員・児童委員の役割はさらに重要になるため、今後もその担い手の確保は欠かせません。また、その活動に対して行政をはじめ、関係機関が支えていく必要があります。

<これからの取り組み>

① 住民主体の地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成

- ◇町内会・自治会やNPOなどの市民活動団体と連携し、今後の住民主体の地域福祉活動を担う人材の発掘と育成を行います。特に、前期高齢者となった団塊の世代と呼ばれる方々が、地域に溶け込み、福祉活動に参加・協力できるよう発掘と育成に努めます。
- ◇これまで行政や社協が連携して実施してきた地域福祉リーダー育成事業の成果を継承し、住民の立場で地域住民や関係団体等をつなぎ、地域の実状に応じた仕組みづくりに取り組む人材の養成を図ります。
- ◇コミュニティセンターや公民館で行われている生涯学習活動に参加する住民が、そこで培った知識や趣味・特技などを活かして地域におけるボランティア活動に協力したり、閉じ

こもりがちな高齢者や障がい者を趣味・特技のサークルなどに招いたりするなど、地域福祉活動と生涯学習活動の協働のあり方を検討します。

② 民生委員・児童委員、主任児童委員活動との連携

◇民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域において活動する上での抱えている悩みや課題について聴き取りし、安心して活動できるよう、行政や社会福祉法人、また社会福祉施設などが協働し、その活動をサポートします。

③ 市内の事業所との地域福祉活動の協働化の促進

◇企業、商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生活協同組合などの事業者や関係団体、青年会議所などの社会貢献団体に対して、地域福祉に関する課題への理解・共通認識づくりに取り組み、それぞれの事業者が持つ人的・物的資源と協働し、課題解決への活動参加を促進する体制を整備します。

④ 社会福祉法人の地域公益活動への支援と協働活動体制の整備

◇社会福祉法人は、援助のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、こうした力を地域社会の課題解決に向け、社会福祉法に新たに規定された地域公益活動への支援に組み込み、同時に地域福祉活動を協働する体制づくりを検討します。

【重点課題5】

ボランティアの養成と、新たな問題に対応する活動の推進

〈現状と課題〉

- 2011年の東日本震災の発生により、ボランティアセンター業務は、被災地・避難者支援活動が中心という状況でしたが、運営委員会で今後のボランティアセンターの方向性と重点的に取り組んでいく事業について協議し、ボランティアセンターの業務の再構築に取り組んでいます。
- ボランティアセンターの役割として、市内の福祉施設やNPO等の各種の団体と連携して、ボランティア人材の育成やボランティアの普及・啓発が求められます。また、超高齢社会の到来による新たな地域課題や個別生活課題が増加する中で、住民が地域で主体的に行う支えあい活動と連動したボランティアセンターの役割、取り組みの明確化が求められています。
- 鶴岡市ボランティアセンターでは、近年、不登校、精神疾患等で孤立する人への社会参加を支援する活動が増え、新たに連携する機関等が増加しており、関係機関や団体とのネットワークを強化することが求められています。
- 東日本大震災における被災地支援の経験を踏まえ、平成27年度に作成した災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づき、災害ボランティアセンター設置運営訓練などを通して市内の災害ボランティアネットワークの構築を図る必要があります。

〈これからの取り組み〉

① 福祉施設やNPO団体などと連携した、人材養成とボランティア活動の支援機能の充実

◇行政や学校、住民組織、福祉施設、NPO団体等、さまざまな社会資源とつながりを持つ社会福祉協議会の強みを活かし、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。

◇ボランティア活動をしたい人と必要としている人とのコーディネート、各種情報の提供、活動している人たちの学習・交流・情報交換の機会の提供、新たなニーズの掘り起こし等、今日の地域社会における生活課題の解決に向けたボランティア活動が推進できるよう、ボランティアセンター運営委員会で協議し、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。

② 地域のニーズに対応したボランティア活動の促進

◇学区・地区社協やボランティアによる会食、配食、サロン、見守り活動、移送サービス等の地域に密着したボランティア活動を推進するために、人材養成や情報提供などの充実を図ります。

◇そして、ボランティアセンターは、中間支援組織として、市内のさまざまなボランティア・市民活動団体のプラットフォームとして機能するよう、コーディネート強化と体制の充実を図ります。

③ 社会的に孤立している人などへの社会参加の場づくりの促進・拡大

◇精神疾患、ひきこもりなど、社会的に孤立している人がボランティア活動を通じて社会参加を図れるような場づくりを行うとともに、将来的には市内各地で展開されるよう普及を図ります。

④ 災害ボランティアセンター設置・運営に関する事業の充実と、企業、事業所、団体などとのネットワーク構築

◇平成27年度作成した「災害ボランティア設置・運営マニュアル」を、市総合防災訓練や独自の取組において活用し、内容の見直しを図るとともに、いざという時に、企業、事業所、団体等と連携して対応できるように、「(仮称)災害ボランティアセンター連絡会」を設置して、日頃から情報交換やネットワーク構築に取り組みます。

【重点課題6】

福祉教育の推進と子ども・若者の社会参加の促進

＜現状と課題＞

- 地域社会をこれからも長く豊かに継続していくためには、次代を担う子ども若者たちの故郷への愛着心や人とのかかわりを大切にし、生きる力の獲得やお互いに助け合う意識が育成されるようにすることが重要です。
- 子ども・若者たちが、地域における様々な体験活動や幅広い世代の人たちとの交流の機会などを持つことによって、より広い視野や地域社会の一員であるという意識を育み、コミュニケーション能力を高めていくことが求められます。
- こうした学びと体験を地域において豊かに展開するためには、様々な関係機関・団体が相互に協力し、子ども・若者に社会参加の機会を提供していくとともに、地域社会における福祉教育及びボランティア体験学習のプログラムを充実させていくことが必要となります。
- 小・中学校、高校において、学校経営方針・教育方針で「生きる力」「思いやりの心」「お互いに思いやる心」などが位置づけられ、その具体的な取り組みとして福祉教育・ボランティア体験などが教育効果を上げることにつながると評価されています。こうしたことから、地域社会での展開とあわせて、小・中学校、高校の教育現場において、教育委員会や教職員と連携し福祉教育の取り組みやボランティア体験学習を展開することが必要です。
- また、福祉教育及びボランティア体験学習は、高齢者や社会人など世代を超え、地域住民を対象に取り組む必要があり、「社会福祉への関心を深めお互いさまの心を育てる」「社会福祉の制度・サービスについて理解する」「地域の課題を見つけ考え、問題を解決していく」住民のすそ野を広げる基盤的な取り組みが求められます。
- また、学校や社会から孤立しがちな子ども・若者が増加しており、このような課題に対する地域住民の理解を深め、その相談・助言を行う機会や場、社会参加へのきっかけをつくる機会や場を充実していくことが求められています。

＜これからの取り組み＞

① ボランティア体験学習プログラムの充実

◇小・中学生、高校生などの福祉理解のきっかけとなる体験学習プログラムメニューや内容については、福祉施設での体験と合わせて、学区・地区社協活動、地域の福祉活動、ボランティアグループによる活動への参加、当事者団体の日常活動への参加も加え、より充実を図ります。また、そうした体験が単発で終わらずに、年間を通じた継続的な関わりとなるようにプログラムを工夫します。

◇体験学習については、学びの段階ごとにさまざまな生き方や価値観に気づき、社会的な有用感と感動体験を得て、福祉理解が図られるよう、ボランティア・NPOなどの市民活動団体とともに学校や地域におけるプログラムを検討・開催します。また、現在ボランティアセンターに登録している福祉学習サポーターが、学習への参加・協力だけでなく、学習教材や学習方法など主体的にプログラムの企画を担えるよう育成していきます。

② 学校における福祉教育の推進

◇地域社会での展開とあわせて、小・中学校、高校の教育現場においては、教育委員会や教職員と連携し、教科や特別活動、総合的な学習の時間、生徒会やクラブ活動などで学校経営方針に基づく福祉教育の取り組みやボランティア体験学習が必要であり、教職員向けの福祉教材や福祉情報の提供などを通じて連携を深める必要があります。

③ 社会人などに向けた福祉教育及びボランティア体験学習の推進

◇地域福祉実践の担い手づくりを視野に入れ、様々な福祉機関・団体と協働し、社会的な課題の気づきや社会的な課題を一緒に解決していく力、そして自分は社会の一員だという意識の醸成を目的に、既存の「福祉講座・学習」の企画・運営を見直し、新たな「福祉講座・学習」には、こうした目的を明確にし、座学と併せて体験学習を導入していきます。

④ 中学生・高校生などの社会参加と交流の機会や場の提供

◇行政や学校などの教育機関、生涯学習関係機関、住民組織などが連携し、子ども・若者が、地域社会において、相互に交流しあい、様々な意見などの発表する機会や場の提供を図ります。

【重点課題 7】

権利擁護活動の強化と体系的な基盤整備

〈現状と課題〉

- 高齢化の進展により、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの中で、本人を支援してきた親族の死亡や入院、施設入所などにより、これまでなされてきた身の回りの世話が、困難になる人たちが多くなっています。
- 社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）は、近年では年ごとに契約年数が増加しており、特に本市の特徴として精神障がい者の割合が高くなっており、こうした方への支援のあり方を確立することが必要になっています。
- 鶴岡市社協では、平成 25 年度から生活支援係を生活支援課に組織改編し、職員体制を整備するとともに、旧地域福祉活動計画で位置づけた「法人後見事業」の取組も開始し、法律・医療などの専門職や行政の関係職員による運営委員会を設置し、適正な運営を図っています。
- 権利擁護のネットワーク構築については、後見業務を受任している団体に呼びかけ、情報交換や連携を目的に「鶴岡市成年後見連絡会」を設置し、制度に関する研修会を開催するなど制度の普及啓発に取り組んできています。
- 今後、日常生活自立支援事業、成年後見制度について、ますますニーズが多くなることが予測され、弁護士などの専門職による後見人がその役割を担うだけでは対応できなくなることが予想されることから、権利擁護に関する相談支援窓口を強化し、制度の普及啓発、市民後見人の養成、相談対応、手続き支援など、ワンストップで提供できる仕組みづくりを、行政と連携し検討する必要があります。
- また、児童、障がい者、高齢者などの社会的に弱い立場にある人たちへの虐待が増加する傾向にあり、虐待予防や早期の対応など行政や関係機関との連携の強化や相談支援の充実を図る必要があります。
- 平成 28 年度から障害者差別解消法が施行されることに伴い、市民や民間事業者などの従事者に対して、障がい者への不当な差別的取り扱いを無くすことや「合理的配慮」の提供などに関する普及・啓発と具体的な取り組みを促進する必要があります。

＜これからの取り組み＞

① 権利擁護についての総合的な支援機関「(仮称)つるおか権利擁護センター」の設置の検討など相談支援体制の充実

◇行政や関係機関と連携し、増加する自分自身で福祉サービスや財産管理が困難な人への支援機能の充実を図るため、日常生活自立支援事業、成年後見制度についての地域住民への周知や利用支援の拡充など、権利擁護に関わる総合的な支援機関としての「(仮称)つるおか権利擁護センター」の設置について検討します。

② 成年後見制度利用支援の拡充

◇身寄りがない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対する、行政による市長申立て制度の利用支援や今後の利用者の増加による成年後見人等の不足に対応するため、法人後見の拡充を図るとともに市民後見人の養成・確保について検討します。

③ 虐待防止や虐待防止ネットワーク機能の充実

◇虐待の予防について、市民や関係団体への理解と啓発、虐待の早期発見、連絡・通報についての理解を広げます。また、行政や民間の関係機関が連携し、虐待防止ネットワークや、その相談支援機能の充実を図ります。

④ 障がい者の差別解消への啓発の推進

◇社会福祉関連の民間事業者が連携し、障がい者への差別解消に関する研修を実施し、職員への差別解消への理解を深めるとともに、不当な差別的取り扱いを無くすことや適切な「合理的配慮」の提供の普及を図ります。

【重点課題8】

地域福祉を推進する中核的な組織としての社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

〈現状と課題〉

○鶴岡市社協は、「おだがいさまのまちづくり」を基本理念として、市内外の関係する行政、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、当事者団体、民間事業者、町内会・自治会等の地縁組織などの団体や個人と手を携え、さらに鶴岡市の地域福祉の推進・発展を図る必要があります。

○また、介護保険事業をはじめ、その他の鶴岡市の社会福祉に関する多くの重要な事業を担っており、このようなサービスに対する苦情の対応、個人情報保護についての厳正な管理などのリスクマネジメント、サービスの質の保証のためのサービス評価のシステムの更なる充実を図る必要があります。

○鶴岡市社協は、鶴岡市の地域福祉を推進する中核的な組織として、行政や市民、関係する機関や組織の信頼を得てその使命を果たすために、役員や職員が総力をあげ、サービスの質の向上や効率的な事業運営などによる経営基盤や体制の強化を進める必要性があります。

〈これからの取り組み〉

① 鶴岡市社会福祉協議会「発展・強化計画」「事業経営計画」の着実な実施

◇平成27年度に策定した鶴岡市社協「発展・強化計画」「事業経営計画」に基づき、その着実な実施により、主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性や民間性をあわせもつ地域福祉を推進する団体として、地域住民から信頼される組織づくり図り、また、適切な事業評価や費用対効果の把握を強化し、資金収支のバランスを考慮した中長期的な財務計画を立て、自主財源の確保を拡充するなどして、安定的な財務運営に努めます。

② 新たな資金調達による自主財源の確保

◇生活困窮者や子どもの貧困問題など、地域の福祉課題は年々深刻化し、広がりを見せています。鶴岡市社協が、民間の公益性の高い地域福祉の中核的な機関として、このように広がる地域のニーズや課題に対して、自主的で柔軟な事業を行うためには、自主財源の確保が欠かせません。

◇これまでの共同募金、歳末助けあい募金や寄付のあり方を検討し、広く住民や社会福祉法人、企業等が参画し、課題解決について理解と協力を得ることのできる新たな資金調達の手法を検討し、地域のニーズや課題に対して、自主的に取り組むことのできる自主財源の確保を図ります。

③ 社会のニーズに即した研修等による職員の資質向上と住民の福祉活動への支援体制の整備

◇地域福祉を推進する中核的な団体として、その使命を果たすため、社会のニーズに即した事業推進を目指し、職員のさらなる資質向上、組織力の強化などを行うために、職員のキャリア形成に即した体系的な研修や資格の取得の促進を図ります。

◇鶴岡市社協の職員が職場における担当地域や居住地において、住民の主体的な福祉活動に参加し、必要な資源や情報の提供を行うなど、側面的な支援を行うために「地域応援隊」の拡充を図ります。また、行政や他の社会福祉法人職員、その他退職者などにも、住民の福祉活動への参加・協力を働きかけていきます。

④ 苦情対応やリスクマネジメント、サービス評価などのサービス運営管理システムの構築

◇鶴岡市社協の職員間における理念や事業目標の共有化、サービス提供における評価、連絡、相談体制の整備や苦情対応、サービス満足度調査の実施、第三者評価の検討など、サービス利用者の満足度を高めるサービス運営管理システムの構築を図ります。

第4章 鶴岡市における地域福祉活動をめぐる現状

1. 数字で見る鶴岡市
2. 先駆的な住民主体による見守り・支え合い活動紹介
3. 鶴岡地域21学区・地区社会福祉協議会で取り組まれている活動より
4. 藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海地域の地域支え合いプランの概要
5. 住民座談会・各種アンケートのまとめ
6. 用語説明
7. 資 料
 - ・ 鶴岡市地域福祉活動計画策定の経過
 - ・ 鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿
 - ・ 鶴岡市地域福祉活動計画策定ワーキンググループ名簿
 - ・ 助言指導 特定非営利法人 日本地域福祉研究所 講師名簿
 - ・ 鶴岡市地域福祉活動計画策定 事務局名簿
 - ・ その他